

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜1、2（3、4）号炉（368）」
2. 日時：令和4年7月7日 16時35分～18時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、深堀上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官、三好技術参与
技術基盤グループ
システム安全研究部門
山本技術研究調査官、酒井技術研究調査官

関西電力株式会社：
燃料保全グループ チーフマネジャー 他10名（10名のうち、8名はTV会議システムにより出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料0 6/22 ヒアリング 事実確認事項への対応
 - ・資料1－2 申請書記載内容に関する補足説明
 - ・資料2 高浜1号炉及び2号炉 設置許可申請書記載
 - ・資料5 高浜発電所1号炉及び2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第5号発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力について
 - ・資料6 高浜発電所1号炉及び2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、原子力規制庁の伊藤でございます。これから、高浜、SFPのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	本日いただいている資料ですけれども、
0:00:29	す。
0:00:30	まず資料0として6月22のヒアリング、
0:00:35	例のJII確認事項への対応、それから資料①-2で、
0:00:40	申請書記載内容に関する補足説明。
0:00:44	それから資料02で
0:00:48	結局カトウas申請書補正記載適正官が並んでいる資料。
0:00:54	それから、⑤として資料⑤として技術的能力の資料。
0:01:00	資料⑥として品質管理。
0:01:03	の資料となっておりますけれども、足りない方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですかね。はい。
0:01:14	それで、今日のヒアリングの進め方なんですけれども、まず資料0としていただいている。
0:01:23	回答のうち、一番から13番については、これは来週の審査会合で取り扱うものになりますので、
0:01:34	今日野瀬ヒアリングの中では、説明の必要はありません。
0:01:40	それから、
0:01:42	なので、今日のヒアリングは14以降ということになりますけれども、
0:01:49	前半と後半に分けてやりたいなと思っています。
0:01:54	まずは先生本文と添付8の、
0:01:59	関係、この資料0でいうと14番から19番。
0:02:06	のところについて、
0:02:09	資料のご説明をまずはいただきたいと考えていますそのあと質疑応答という流れで、
0:02:17	衛藤残りの
0:02:21	それ以外の資料についてですね、20番と、
0:02:25	21番。
0:02:26	回答の関係について、後半で、
0:02:30	やりたいと思っています。
0:02:34	前半が終わった段階でホワイトボードの確認とか、とする。
0:02:39	かとは思いますがそこは柔軟にやりたいと思っています。
0:02:44	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	よろしければ、関西電力側から、コメントリスト 14 から 19 についてご説明をお願いします。
0:02:59	はい。
0:03:00	関西電力の山野でございます。それでは資料に従いまして、ご説明をさせていただきたいと、いうふうに思います。し使う地下、使います資料につきましては、先ほどご紹介いただきました資料の 0 というものと、
0:03:15	資料 01-2、
0:03:17	それで最後に、資料の②ということで三つの資料を用いまして、ご説明をしたいと思えます。それではお手元ご用意いただきまして、まず資料 0 の、
0:03:29	コメントの番号で言いますところの 14 番、こちらからご説明をさせていただきます。まず、コメントの内容を確認させていただいて、それに対する対応。
0:03:40	そして資料の補足説明ということで補足説明資料を使いながら、内容についてご説明するという段取りで、ご説明をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
0:03:52	それでは早速 14 番でございます。コメントの内容といたしまして、
0:03:56	ラック形状を記載する意味合いについて、
0:04:00	既許可降の考え方について説明することというコメントをいただいております。
0:04:05	こちら、その右側に対応は書いてございます。読まさせていただきますと、臨界にならないよう配慮したラック形状と記載していた意図について、
0:04:16	既許可設置許可基準規則等との関連も踏まえまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。それでは補足説明資料としまして、資料 01-2、こちらをご確認ください。
0:04:30	タイトルがですね申請書記載内容に関する補足説明と書いてあるものでございます。1 枚めくっていただきまして、はじめにというところから、冒頭、説明させていただきます。読み上げます。
0:04:42	2019 年 6 月 14 日、設置変更許可申請。
0:04:47	2022 年 5 月 13 日の補正申請における申請書記載内容について、以下の通り補足いたします。
0:04:55	2 ポツの申請書記載内容に関する補足ということで本を書き添えますが、(1)、ラック形状に関する記載についてでございます。こちらが、このコメントな先ほどのコメント No.14 に対応する記載でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	読まさせていただきます。(1)ラック形状に関する記載について、
0:05:15	5分後、2、括弧アラビア数字の2、あと聾啞数字の(2)、構造において、50条の臨界防止に係る設計に関し、
0:05:28	臨界にならないよう配慮したらバック計上と記載しております。
0:05:33	これは後段規制において、大規模漏えい時の使用済み燃料ピットの未臨界性評価の計算条件として、ラック形状が必要であるということを、
0:05:43	明確にする意図で記載しております。
0:05:47	こちらですね。すいません。その下にですね、囲みにあります通りですね、アンダーラインを引いてあるところ、臨界にならないよう配慮したラック形状と、
0:05:59	書いてございますが、これが後段規制において必要になってくる情報なんだというところがございます。
0:06:05	その後段規制とは何ぞやというのがですねそのさらに下※アスタリスクで書いております高浜1号機、既工認の添付資料19、
0:06:16	こちらでお示しておりますけれども、この点線枠の下コンノ中、さらに赤枠で囲ったところがございます。
0:06:24	こちらでAランク計上に係る記載がございまして、こういった契約に係る条件というものが必要、後段規制に於いては、必要になってくるということ、
0:06:35	ここでご説明させていただいております。
0:06:37	次のページに行って参りまして、
0:06:41	この2-2の2の構造に記載しております臨界防止に係る記載と、設置許可基準規則、
0:06:51	との関連性というものにつきまして、参考1でお示しをさせていただきます。ページの方で言いますと、ちょっと飛びまして、ジャンパ9まで、
0:07:01	飛びまして参考の1をご回答ください。
0:07:08	このページは9参考1でございますが先ほどの臨界防止に係る記載と設置許可基準規則との関連性につきまして、表形式でまとめさせていただきます。
0:07:19	左から許可、これ2020、2016年の4月の20日、許可いただいているもの。
0:07:25	その右隣が、
0:07:27	補正申請ということで、2022年の5月の13日に申請をしておりますもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	一番右側に設置許可基準規則の内容ということで、並べまして、比較検討、確認いただけるようにしております。
0:07:43	順番にですね、まず最初に、
0:07:46	エチカ基準規則の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、右の表の右の方ですね。
0:07:58	上から順に1、第16条の記載として書いてあるところと、ここに臨界の恐れがないものを取れないものとするということと、第50条というふうに続きまして、
0:08:12	50条、
0:08:15	ではですね、企画、
0:08:16	4行目にですね。
0:08:19	及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならないというところ。
0:08:24	続いて、第2号についても同じく、3行目以降にですね、臨界を防止するために必要な設備を設けなければならないと書いてございます。
0:08:32	これに対しまして、既許可及び補正申請の内容といたしましては、16条、すいません、左の方に囲みで表示しておりますが、
0:08:44	16条50条1項、54条2号という形でまとめさせていただきまして、
0:08:49	16条の要件、あと50条1項の、赤、アンダーラインで引いております、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とするというところ。
0:08:59	そして、50年以降に同じく、臨界防止できる設計するということに書かれております。まず50年度以降の赤点線の枠組みでご説明しておりますけれども、こちらになる。
0:09:13	ではですね、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とすると、いうふうに記載しております、臨界防止に関する記載はございません。この理由につきましてはこの赤点線の中にお示した通りですね。
0:09:29	最後、4行ございますけれども2、4、3行目からですね、MIさせていただきますが16条要求に係る評価により、委員会が維持できることが担保されることから、委員会方針に関する記載を省略していると。
0:09:42	いうものでございます。
0:09:44	続きまして54条の2項でございます。こちらはですね、同じように、
0:09:50	青いレンゼンの枠で囲っておりますが、臨界防止に係る事項のみ記載している理由といたしまして、
0:09:58	当54条2項及びその会社に係る要求後、燃料体等の著しい損傷緩和及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	放射性物質の放出低減について整備に期待する機能がございませんので、このパラグラフにおきましては、燃料、すいません、臨界防止に係る事項のみを記載しているというものになってございます。
0:10:20	はい。このまま 14 に関しましては、以上でございます。
0:10:25	続きまして、コメントNo.15 に移らせていただきます。
0:10:29	コメントの内容でございますが、想定されるというものがなぜどの言葉にかかっているのか、説明することといたしております。
0:10:37	こちらに対する対応でございますけれども、
0:10:40	臨界防止に係る記載のうち、手順等で想定される各条件と関係について、
0:10:46	補足説明資料に記載してございます。
0:10:49	こちらはですね、資料①-2 へ戻っていただきまして、2 ページ目の(2)、臨界防止に係る記載についてというところでまとめさせて、
0:11:00	いただいております。まず、aポツといたしまして、固定新生児の考え方を述べさせていただきます。
0:11:06	今回補正、
0:11:08	今回申請補正後における臨界防止に係る記載といたしましては、本文 5 号及び添付 8 のところにですね、
0:11:16	使用済み燃料貯蔵の冷却塔などの手順等で想定される注水及びスプレーや蒸気条件においても臨界を防止できると記載しておりました。
0:11:27	各極の就職関係というのは、以下、書いてございます通りですね、下の枠で囲っている、
0:11:37	この囲っているところをご覧いただきたいんですけども、
0:11:41	使用済み燃料貯蔵等の貯蔵、冷却等のための手順等で想定されるというものが修飾しているのは、注水及びスプレーや蒸気条件でございます、
0:11:52	また条件というものがですね、注水スプレー蒸気というものをそれぞれ後ろから修飾しているというものになってございます。
0:12:00	従いましてこの手順等で想定されるものは、この注水条件、スプレー条件及び蒸気所蒸気条件のすべてにかかっているということになります。
0:12:11	ということでですね、次bポツ、こちら記載の適正化というものをさせていただきますというふうにご覧いただきまして、その内容といたしましては、
0:12:22	この手順等で想定されるという記載が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	このこれら先ほど申しました三つの条件すべてにかかっているんだと、 いうことが正確に読み取れるように、症状物かの方というか並びを変え させていただきます、
0:12:37	アンダーラインで示しております通りですね、注水。
0:12:42	スプレー及び蒸気条件と、
0:12:44	いうふうに変更させていただきたいということを検討しております。
0:12:52	はい。続きまして、コメントナンバーの 16 分へ移らさせていただきます。 コメントの内容でございますが、最も濃度の高い新燃料というものの意 味するところを説明すること。
0:13:04	といただいておりますその対応といたしましては、燃料配置に係る記 載のうち、本文との関係や記載表現について、補足説明資料で記載し ていただきます。
0:13:15	こちら、また資料 01-2 に戻っていただきまして、
0:13:20	2 ページ目の(3)がページ中ほどよりもスタートでございます。(3)燃料 配置に係る記載についてというところでまとめさせていただいております。
0:13:30	こちらにある、あと、帰属許可及び補正申請における臨界防止のため の燃料配置に係る本文 5 号での記載というものを第 1-1 条に、
0:13:44	テンパチトーク資料 8 での記載を第 1-2 表に示すということで、この表 をご覧くださいと思いますが、まず第 1-1 条、それから、24 ペー ジでございます。
0:13:56	これを表形式で火をカトウ補正申請。
0:14:00	こちらの並びでございまして、比較できる形態でございますけれども、
0:14:06	こちらの燃料配置と、本文 5 号におきます燃料配置と記載しております のは、燃料の種類ですとか、燃焼度等を踏まえた、はい、燃料の配置と いうものを意味しております、
0:14:18	広義の意味で、燃料配置というふうに記載しておるものでございます。
0:14:26	こちらはですね参考 2 というのがですね、ございましてこちらでご確認 いただきたいんですけども、これが最後のページ 10 ページ目につけて おります。
0:14:35	こちら 3 本という言葉で、ご確認いただきたいんですが、本文 5 の、お 示します、広義の意味での燃料配置というところをですね、各、
0:14:47	ブランド、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	燃焼度等によるTHAI制限等を設けていないプラントにおいても同様に、臨界にならないよう配慮した額計上及び燃料配置という形で記載しているということを、ここでお示しさせていただきます。
0:15:06	はい。資料戻っていただきまして、5 ページ目お願いいたします。
0:15:14	では同様にですね、添付資料 8 における記載はどうかというところでございますけれども、こちら本文 5 号で示した通り広義の意味での燃料配置というものについて、
0:15:24	お示しさせていただいております、しかもそれをより具体的にどのような燃料配置に対して認可を維持できる設計とするかということ、記載してございます。
0:15:34	岡部で困った上で、矢印で引っ張っておりますように、
0:15:38	燃料配置の具体的な記載内容、
0:15:41	今の期待というものを、
0:15:43	させていただきます。
0:15:45	既許可におきましては、燃料の初期濃縮度、燃焼度及び使用済み燃料ピット中性子吸収体の有無の条件による貯蔵領域というものを徹底して
0:15:56	その領域で最も反応度の高い燃料体等、
0:15:59	こういうものが、当該領域のすべてのラックに貯蔵された状態というふうに記載しております、今回の補正申請申請におきましては最も反応度の高い新燃料が、すべてにすべてのラックに貯蔵された状態というふうに記載してございます。
0:16:17	以上から、記載について、少し補足いたしますけれども、
0:16:23	許可での燃料貯蔵領域の設定があつてはですね、大寿、第 1 図、3 ページ目の図をご確認いただきたいんですけども、こちらに示しますように、
0:16:36	48 ギガワットデイパーとU。
0:16:39	55 ギガワットデイパートナーの燃料使用ごとに、
0:16:46	貯蔵可能な条件というものを設定するために、燃料配置条件の一つといたしまして、
0:16:52	燃料の初期濃縮度というものを、添付書類 8 に記載しておりました。
0:16:57	しかしながら、今回の評価では、最も反応度の高い 55 ギガワットデイパートナー、AII擾乱燃料の新燃料を敷き詰めた状態で、評価することにいたしましたので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:09	このことから、燃料の初期濃縮度に係る記載というものは不要となるというふうに考えてございます。
0:17:19	コメントNo.16 に対しては、以上でございます。ちょっと説明受けとめてもらっていいですか。ございます。コメントの内容といたしまして、
0:17:28	最適評価。
0:17:30	ちょっと説明止めてもらっていいですか。
0:17:32	はい。
0:17:44	一通り説明していただいて絶対蘇武で、
0:17:50	はい。
0:17:51	えっとねちょっと時間全体で1時間という感じで考えてますので、ポイントを絞って説明を続けてください。
0:18:03	関西電力の山野でございます。了解いたしました。
0:18:06	続きましてコメントナンバーの17番でございます。コメントに対しましての対応方針といたしまして、最適評価手法といたしたい。表記載したイドについてご説明をさせていただきます。
0:18:19	補足説明資料、資料①-2の、
0:18:25	6ページ目、(4)、最適評価手法に係る記載についてというところでございますが、
0:18:31	こちらはですね、
0:18:33	第2条をご確認いただきまして、これは7ページ目でございます。
0:18:38	こちらの、
0:18:40	既許可補正申請書です。すいません補正申請書における記載の内容を示しております。赤線のアンダーラインで引いておりますものは、
0:18:50	今回評価の概要ですとか、考え方というものを記載しております。
0:18:55	で、青線の部分につきましては、同じくA評価でヘリンカيسان評価で設定する具体的な条件というものを記載したものになってございます。
0:19:05	このようにですね、考え方と評価、評価条件というものを書きあらわしておったんですけども、
0:19:13	少々、
0:19:17	機体の適正化というものをさせていただきたく考えておりまして、
0:19:21	評価の考え方に関する記載につきましては、後段規制に引き継ぐ事項のみを記載するという観点で見直すこととさせていただきたいと。
0:19:30	また、評価条件に係る記載と明確に区別して読み取れるように、変更させていただきたいというふうに考えております。具体的には、6ページ目の、bポツの下に書いてあること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:42	書いてあるようにですね、評価の考え方及び評価条件という形で整理させていただいて、
0:19:50	このような記載に改めさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:19:58	コメントの方が 17 に関しては以上でございます。続きまして、コメントの有無の 18 でございます。中性子吸収の考慮要否に係る使い道について説明することといたしておりまして、
0:20:10	対応方針としましては他、制御棒クラスタ等の等というものが何を示すのかということ、
0:20:18	ご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:20:22	補足説明資料の、
0:20:25	ページナンバー6 でございます。(5)に記載させていただいております。
0:20:31	制御棒クラスタとのって中性子来、
0:20:35	中性子吸収効果に係る記載についてというところでございます、
0:20:41	まずaポツの補正申請値の考え方でございますけれども、
0:20:46	第 2 本示す制御棒クラスタ等々というものについてご説明します。表の 2 をまた再度ご確認くださいんですが、7 ページ目になります。
0:20:57	こちらですね、制御棒クラスタ等書いてありますものは、制御棒クラスター
0:21:03	以外の担当部とさせていただきます。
0:21:07	こちら、重大事故時においてもですね、ピット臨済宗吸収交換をこれらを整理したもの二つを、そして第 3 表にまとめてございます。
0:21:20	こちら既許可等補正申請。
0:21:23	に對しまして、中性子吸収物質どのようなものが、考慮されているのか、いないのかということ、まとめさせていただいておりますけれども、ここで示しました通りですね、キュウカキュウ下において考慮していた制御棒クラスタですとか、
0:21:38	使用済み燃料ピット修正支給集合の集合体、こういったものは、補正の段階では考慮せず、
0:21:44	海水由来の転送というのが下に書いてありますけれども、こちらについては、保全義務を負いで考慮するようにしたというところ、まとめさせていただいたものでございます。
0:21:56	はい。コメントNo.18 は、以上でございます。続きましてコメントNo.19 でございますけれども、コメントの内容が、コメント番号の 17 と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	似通っております、同じ内容、内容の方、統合いたしまして、記載させ、17 番の方でお答えをさせていただいたと、いうふうに考えます。
0:22:19	私からのご説明は以上でございます。
0:22:23	関西電力のフクハラで少しだけ補足させてください。ですね。
0:22:28	今日本日の資料 0 ですねコメントリストみたいなもの的なものをお付けしてます。それのおそらく印刷されると裏面になると思いますけども、
0:22:39	そのコメントNo.14 から 19 というのがございまして、年齢左側がいただいたコメント、右側がそれに対する我々の対応となっております。
0:22:50	その次の率が資料番号ということですが、ここ
0:22:54	一番右側に該当ページを書いているんですけども、このハイフンの後の末尾のページ番号がですね、本日今山田の方から説明しました本日の資料 1-2 のですね、
0:23:07	下に振ってますページ番号と、対応していると、その箇所に該当記載が出てくると、いうふうにご理解いただければと思います。
0:23:17	あと、本日のこの資料 1-2 ですが、基本的に 2 ポツのところから、申請内容に関する補足を行っております。(1)(2)(3)んつきまして、それぞれ
0:23:34	1 個 1 個先ほどの 14 から 19 までのコメント番号に対応した形に 1 個ずつ番号ずれた形で進んでいくというふうにご理解いただければと思います。
0:23:45	あと、それぞれのところで坊主Bポツということで、ポツというのが今、もともと 5 月 13 日の補正申請時点で、我々はどういうつもりで書いていたのかと。
0:23:56	ということをご説明させていただいています。このBポツのところ、その後ですねやはり孔口直した方がいいんじゃないかというところを我々としても社内で検討した結果、bポツに書かせていただいていると。
0:24:11	いうふうに読んでいただければ
0:24:13	読んでいただきたいということでございます。私からの補足は以上です。
0:24:25	はい規制庁伊藤です。説明ありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいと思います。
0:24:35	まず私からなんですけれども、燃料配置についてですね、今、私は紙資料②の、
0:24:48	2 ページ目の
0:24:52	真ん中辺りの行を見ているんですけども、ここで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:57	臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置というふうに書かれています。
0:25:06	それで今回燃料の領域管理については、
0:25:14	考慮しない形で評価をされているというところで確認したいのがこの燃料にならないよう配慮したという言葉は、燃料配置にかかっているんでしょうかいないんでしょうか。
0:25:33	はい。関西電力の福原です。かかっています。
0:25:41	すいません。そうすると
0:25:45	燃料配置の配慮というのはどういう、どういう配慮ですという説明になるんでしょうか。
0:25:57	関西電力の福原です。難しい質問ですけども臨界にならないよう、
0:26:05	配慮したラック形状及び燃料配置両方とも臨界にならないように配慮していると、配慮するというのはすなわち制限をかけるであつたりとか数値的なものに上限を設ける。
0:26:20	土肥。
0:26:22	海に、
0:26:24	います。
0:26:28	すいません関西電力の新村です。少し補足ですけども、そのように配慮する、配慮して臨界を防止する設計とするという意味で広義な意味で本文 5 号に、
0:26:38	記載をしております。その結果ですね、ラックの仕様ですとか、
0:26:44	当社の他プラントで言いますと例えば、ボロンさそうのラックを採用しているような美浜 3 号ですがそういうプラントにつきましてはそういう配慮の結果、
0:26:55	今新燃料敷き詰め、いわゆる制限がない状態で、臨界を防止できてきたというような状態になってございます。
0:27:06	関西電力の福原です。もう少し補足させていただきますと、本日の資料 1-2 ですかね、の一番最後のページ、
0:27:18	参考 2 というページがございますけども、こちらですね関西電力のすべてのプラントにおけます、該当箇所を本文 5 号の記載を抜き出して書いてきておりますけども、
0:27:32	5 項でご覧いただきますと、高浜 12 号大野木許可であつたりとか、大飯の 34 号のピットですね、についてはこういった燃焼度

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:42	であったりとか、による目に見えた配置管理っていうのをやっているわけですけども、それ以外の美浜 3 号炉、高浜 34 号につきましてさらに今回我々が、
0:27:56	改めて審査をして申請し変更申請している高浜 12 号炉の見直し後もそうなんですけども、特段の配置制限を設けない、見た目上、
0:28:06	フリーに見えるようなものにおいても同じようにこういう記載を入れておりますこれ従来の設置許可からの考え方で、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置と、
0:28:17	いうところはもう決まり文句的に従来から使っている文言ということでございます。
0:28:31	規制庁伊藤です。回答ありがとうございます。
0:28:36	そ、そうすると、ここでこれまでの許可ですそのように書かれているのは承知しましたと。
0:28:46	すいません。何か、再度の確認になってしまうんですけどもつまり燃料配置、
0:28:55	この新燃料敷き詰めというのは
0:28:58	一言で言えば何か上限いっぱいの設定ということだと理解してるんですけどもそれが、
0:29:06	円。
0:29:08	配慮という言葉で入ってるということなんでしょうか。
0:29:16	関西電力の福原です。
0:29:20	ラックに新燃料を敷き詰めるっていうことはある意味入らないと、配慮が要らないっていうふうにご理解いただいてもいいんですけども、もう一つ、
0:29:32	燃料自体の濃縮度であったりとかですねそこら辺の仕様も当然設置許可で決まっていますので、そういったことも含めて、配慮しているというふうにご理解いただければ結構かと思えます。
0:29:56	はい。衛藤規制庁伊藤です。
0:29:59	燃料自体のパラメーターも含んだ形で、
0:30:10	書かれているとそういうこと。
0:30:13	あと承知しました。はい。
0:30:19	どうぞ。はい。
0:30:23	規制庁鈴木です。
0:30:26	手続き上はっきりしたいのがですね、
0:30:30	54 条、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:33	NO2 項に対する解釈。
0:30:37	ここにおいて、
0:30:41	よろしいですか解釈。
0:30:43	皆さんの何か資料の方にも解釈抜粋されてましたけど、
0:30:47	資料①の、
0:30:55	2 の何ページでしたっけ。
0:31:03	9 ページ。
0:31:05	の右側の、
0:31:07	なんですね。
0:31:10	第 2 項に規定する、
0:31:13	解釈の中の 3 の、
0:31:16	第 2 項に規定する子第 2 項っていうのは、基準規則の第 554 条 2 項のことですけど、
0:31:22	に規定する。
0:31:24	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備、
0:31:32	あとは、
0:31:33	ていうところで、
0:31:37	先ほどラックは、
0:31:42	この
0:31:43	設備というのか、設備施設どっちなのかよくわかんないですけど、16 条設備施設として、もともと、
0:31:51	臨界にならないような形上、
0:31:55	として、
0:31:57	持っていて、
0:32:02	それを 54 条 2 項でも期待すると言われていたので、
0:32:07	この今の解釈 3 のところで言っている必要な設備、
0:32:11	に相当するのかなって解釈をし、私の方は理解しました。
0:32:18	一方で、燃料配置って、
0:32:21	これ、この必要な設備なんですかね。
0:32:26	配慮したっていうのが、
0:32:30	一応本文 5 は設計の話が書かれているので、
0:32:36	かつ、今、ずっと説明はですね、資料②でいうと、
0:32:42	本文 5 号片仮名の 2、アラビア数字に両括弧、ローマ数字 2 両括弧 A ポツの構造のところで説明されたんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:52	50、54 条 2 項に係る説明は、
0:32:56	私が今、解釈のところでは言ったところではないとっていて、
0:33:01	次の、
0:33:02	2 ページの真ん中辺りの、
0:33:05	アラビア数字両括弧 3 ローマ数字両括弧 3 のbポツのところ、ここで、
0:33:11	使用済み燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、これが、
0:33:16	解釈 3 で言っている、必要な設備として挙げ、説明をされているんだらうなと私は思っていてここにも同じように、
0:33:24	配慮した燃料配置って書かれているわけですね。
0:33:28	ということはこれ、必要な設備、
0:33:31	何ですかね。
0:33:33	すごい。それとも、
0:33:35	配慮しているのが何か別の意味合いを持っているのか、ちょっとそこをはっきりしたいんですよね。
0:33:41	口語体でできますか。
0:33:46	はい。関西電力の福原です。
0:33:50	燃料配置というのは設備ではないという、
0:33:55	考え方でございます。あくまでラック形状及び燃料配置においてというのは、条件を示しているものでして、
0:34:05	において臨界防止できる設計ですね先ほど杉さんご指摘いただいた、ちょっと、
0:34:13	該当課長の運営委員をし、かつ(3)のところですよ。
0:34:18	以上、54 条 2 項を、説明のところもそうですけども、同じように
0:34:26	民間 7 年配慮したら 5 計上において
0:34:30	認可を維持できるように午後こういうスプレイできる設備を設けると、どういう設備を設けるのかというところが先ほどの
0:34:42	方に規則の解釈でこんな設備を設けなさいということをおっしゃっていた設備が、後に出てきますけども我々申請書の中に、
0:34:54	それがどういう設備であるのかという条件説明を前段でしているところに、部分に楽経営委員会 7 年配慮したラック形状及び燃料配置。
0:35:07	においてというのが条件でついていると、いうことでございます。あくまで設備ではないという、
0:35:16	理解です。
0:35:18	規制庁数でそうすると、54 条 2 項としてはラック形状はあくまでも、
0:35:24	臨界にならないようにするための条件であって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:29	後、SAとしての機能を持たしているわけではないという理解でよろしいですかこれ設工認でどう書いてあるかの話もなってくるんですけど。
0:35:40	設工認側で、
0:35:42	基本設計方針の後ろのところに主要設備リスト載っていてあそこに、
0:35:48	どんな機能を持たせているかっていうところに、私の記憶だと、ラックはSA機能があるっていうふう
0:35:54	書いてあると思っていたんですがそこは前回、その確認もしてくださいねってところは、
0:36:01	ヒアリングの時に聞きした記憶があるんですけど今回ちょっと説明がなかったんで、
0:36:06	いや新規制の時の設工認の、
0:36:12	SA機能に、があるかないか書いてある表ってこれもうすでに既認可になるので、
0:36:19	当然その通りの説明をしていただかないといけなくて、今のお話だと、
0:36:25	設備ではなくって、あくまでも、
0:36:29	臨界にならないようにするための、
0:36:31	言ってみれば解析の条件的なものですっていうような意味合いに聞こえたの。
0:36:40	関西電力の志村です。今福原が申し上げたのはその燃料配置については、SA設備ではないと、申し上げた次第かと。
0:36:51	考えております。で、ラックにつきましては、
0:36:55	後段規制においてラック形状を、を考慮した未臨界性評価というものを実施して実際にピットが大量の水の漏えいが発生しても未臨界だということを確認するので、
0:37:08	そういった意味で、衛生設備ということで整理しているものと認識しております。
0:37:14	規制庁宗です。そうすると、配慮って言葉には、ラック形状については、
0:37:19	そういうふう設計したという意味が入っていて、
0:37:23	燃料配置については、設計ではない、意味として使ってますと。
0:37:31	ちょっと立て付けの問題で我々何を許可しているのか或いは今回変更。
0:37:38	として何を許可すればいいのか、ちょっとやっぱり整理ができなくてですね。
0:37:44	燃料配置についても許可しなきゃいけないことなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:48	そこなんですね。で、あくまでも解析条件として新燃料引き詰めの説明を、
0:37:53	したいので燃料配置って言葉が入っていますってことであれば、
0:37:57	新値の引き詰めってそもそも許可本文の中で、
0:38:01	424 ラックの中に新年度全部入れるみたいな。
0:38:06	何か説明とか条件と、
0:38:09	書いてないですね。
0:38:11	で、逆に入れないとも書いてない。
0:38:13	なので結局、
0:38:15	そこは入れてもいいというつもりで設計してるっていうことであればやっぱりこの燃料配置のところは、
0:38:21	やっぱり設計なんじゃないかなって。
0:38:24	気がするし、
0:38:25	ちょっとそこがよくわからなくて、一方で、既許可の、
0:38:30	年初、濃縮度だとか燃焼度だとか、中性子吸収体を挿入するだとかっていうところを、
0:38:38	含めた燃料配置ってのはこれあくまでも、
0:38:41	入れられるけど、どんな燃料体でも入れられるけど、
0:38:47	やっぱりそれは運用上そこは制限をかけるっていう意味での燃料配置っていう記載が 54 条 2 項のところに初めて、
0:38:54	登場するんですってそういう意味であったとしたら、
0:38:58	逆に今回はいらぬ気がするし、燃料配置って、
0:39:02	ちょっとそこがね
0:39:04	よくわからない。
0:39:05	ということだけお伝えしといて、これについてお答えを今いただけてるってないので、
0:39:12	そのたてつけを我々ちょっとはつきり整理しておかないと、今回の設置変更で何を許可すればいいかちょっとよくわからないということをちょっとお伝えして、
0:39:21	協会においてはそれを保安規定に持っていくので、当然そこは許可事項であって、燃料配置って、だからこそ法制保安規定で、
0:39:28	運用として、
0:39:30	認可事項制限をかけるっていう認可をしてるわけですので、
0:39:34	それは許可によるものとしてやってるわけですね。
0:39:38	ちょっとそこんところがですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:41	立て付けわかんなくて我々何を許可すればいいのかっていう観点でこの
0:39:46	ラックの話と、
0:39:49	燃料配置の話は、
0:39:51	この 50 条 2 項の解釈 3 のところに入るか入らないかっていうところが、ちょっとはつきりしたい。
0:39:58	という、そういう疑問、要望というか、そこを持ってらるってということだけお伝えしておこうと思います。
0:40:16	溶かせるクマクラです。
0:40:18	今おっしゃっていただいたのは、
0:40:21	燃料はトラック形状ははつきりハードだと、燃料配置は運用の部分にかかると、我々が説明した上で、そうすると、
0:40:33	今のご説明は、運用にかかる文章だったら、
0:40:36	えっと、
0:40:39	許可に、
0:40:41	許可、
0:40:42	次事項でないなら、
0:40:45	書かなくてもいいとまでは言ってなくて、我々規制庁さんが許可する事項かどうかをはつきりお伝えすればいいという意味で申し上げ、おっしゃっていただいていると思ったらいいですか、規制庁スズキtheそのつもりでまでまたあとですね、
0:40:58	54 条の解釈の 3 のところに該当するのかわからないのかっていうところもはつきりしたい。
0:41:09	はい。関西電力の福原です。
0:41:13	ちょっと正直規制庁さんのご関心。
0:41:18	は何となくわかるんですけども
0:41:21	我々としてはまずやっぱり既許可先ほど見ていただいたこの他のプラントのページもございませんですけども、そういうことを基本的にもう、
0:41:33	同じですと、何を許可すればいいのかっていうご質問に対しては基本的にはもう申請小児科医書かせていただいている内容を、
0:41:44	許可いただくものだ我々思っていますので、
0:41:50	その書かれている内容について
0:41:56	それ、どこが設計なのか運用なのかっていう部分。
0:42:02	ちょっと聞いてちょスズキです。ちょっと許可、
0:42:06	まずですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:07	使用済み燃料貯蔵槽のラックにどんな燃料を入れるかって、そもそも書いてないので、
0:42:15	建設のときから全部含めて、
0:42:18	要するに、燃料体は何でも入れられる。
0:42:22	はずなんですよ。
0:42:23	新燃料も、貯蔵に関してもピットで徴する場合として、
0:42:29	使えるようになってるわけですよ。
0:42:31	ですので、424 ラックに診療全部入れようが、
0:42:35	使用済み燃料だけにしようが、
0:42:37	そこは既許可の、
0:42:39	もうすでに主気はしてる、許可してる範疇だと私、
0:42:43	考えていて、ただ一方で 50 条 2 項としてそこをどう、
0:42:47	とらえるんですか。
0:42:49	ていうところだけ聞きたいだけなんですけど。はい。
0:42:55	関西電力の福原です。何かその 16 条のところと 52 行のところに同じもんが出てくるのに少し違和感感じるっていうそういう、
0:43:08	じゃあ、
0:43:09	印象でしょうか。
0:43:11	規制庁通じた印象というよりか、
0:43:14	アノラック形状と燃料配置の話が臨界にならないように配慮したっていうふうにも同列に書いてあるので、それが設備として見るものなのか。
0:43:25	そうじゃなくってその配慮ってのが、設備の設計の話と運用の話と両方含めて、何かしら言っていて、親の話だっていうのであれば、
0:43:35	この 50 条の解釈 3 の切必要な設備のところ当たらないと私は思うので、
0:43:41	運用の話として言っていたら、
0:43:44	いいのかなと思うんですけど。
0:43:47	関西電力の志村です。
0:43:50	すいません。
0:43:52	回答としましては、やはり燃料配置についてはこの 54 条 2 項の設備ではないということになりまして、今まさにおっしゃっていただいたように運用のことを、
0:44:03	記載したものと思いますものでございますでそうなった時にその本文で、ラック形状及び燃料配置と一緒にたにちょっととなっておりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:15	基本的にはそのラック形状というものと、燃料配置、それで、あいまって臨界を防止する設計とすると、ラック形状というところは
0:44:25	そのハード面のことでございますので、safeラックについてはS、A棟、SA設備という形になっておるといふものでございます。
0:44:34	市長それでそういう説明だったらわかりますし、たまたま、
0:44:40	D16条に関わる、本文でいうと、カタカナに保護カタカナ2のアラビア数字に医療括弧ローマ数字2両括弧Aポツの、
0:44:52	構造のところに燃料配置って書いてないけど、さっき言ったように、
0:44:57	SFPは、燃料体であれば何入れてもいいっていうのは嘘ももとの、何も制限加えてないので、当然DBの16条は新燃料敷き詰めであって、
0:45:07	臨界にならないようにしている、要するに形状管理してるわけですよラックで。
0:45:12	放散も期待しないし、
0:45:14	この高浜1ミツイ1についてはラックにぼろも展開してないから単なる形状管理だけで未臨界できるっていう施設として、
0:45:23	あって、そこには、
0:45:25	燃料配置ってことはないけど、とにかく、
0:45:28	新年度全部入れたっていいんだと。
0:45:31	そういう運用なんだっていう前提で、16条は、
0:45:35	既許可に、多分当初申請だと思えますけど、そのときに説明してるし、
0:45:40	当然これは新規制になってから50条1項もそのつもりで、
0:45:43	記載直接書いてないけど、
0:45:45	そう思っているし、54条2項については高浜12については、
0:45:50	たまたまその時に何でもいっていいわけじゃなくなったんで、ちょっと燃料配置については運用上の制限を設けたけど今回はそれがなくなるっていうだけですってそういう意味合いであれば、
0:46:01	よく理解できるので、そこをちゃんと数を説明しといていただきたいんですということです。
0:46:09	よろしいでしょうか。
0:46:13	はい。関西電力の福原です。
0:46:17	他のプラントの規制と横並びをよく考え、させていただいてご説明を改めてさせていただきたいと思えます。
0:46:33	はい。規制庁の伊藤です。
0:46:36	それではちょっと次の質問に移ります。
0:46:42	えっとですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:47	これも資料 1-2 の
0:46:54	今回黄色マーカーになっているところについて質問します 5 ページ目ですかね。
0:47:02	はい。
0:47:04	5 ページ目の真ん中辺りで
0:47:08	燃料及び水の状態について、最確値もしくは保守的な値に不確かさの影響を考慮してもという、
0:47:19	ここが経路で加わっていますと、で、ここについてなんですけれども、
0:47:27	前回、
0:47:28	6 月 22 のヒアリングで、
0:47:36	最適評価手法の話が出ていたときに、
0:47:41	申請書、許可の申請書、NO 添付 10 の記載を参考というふうに、こちらから申したかと思うんですけどもそれ、
0:47:53	添付 10 の記載と、
0:47:56	規制を考慮した上で、こういう記載になってるのでしょうか。
0:48:09	関西電力の志村でございます。一応、添付 10 の記載ぶりを確認させていただいたところ、まずこの最適評価というようなワードはちょっと出てきませんでしたので、そちらについては適正化を
0:48:24	さしていただきました。で、基本的にはやはり現実的な条件を設定するということと、
0:48:33	必要に応じて
0:48:36	感度を確認するといったような記載がありますので、
0:48:42	今回、全く同じというものではありませんけども、今回実施した基本ケース、そして
0:48:52	感度確認ケースそれぞれを実施しましたよということがわかるような記載としたものでございます。
0:49:01	あ、
0:49:02	はい回答ありがとうございます、えっとですね
0:49:06	我々が添付図といった時にそう思い浮かべていたのが、有効性評価の
0:49:16	条件設定
0:49:17	てのところの書きぶりのことだったんですけども
0:49:22	少々お待ちください。
0:49:56	そっか。
0:50:04	関連クラタです。事業本部さんに向けてちょっとお話をさせていただきます。今東京ではですね、規制庁さんから、具体的な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	イメージコメントのイメージを示すものとして、有効性、設置許可の、
0:50:19	添付 10 の有効性評価における解析の条件設定の方針というところのページの紙をお配りいただいています。
0:50:33	高浜 1 です。はい。すいません
0:50:36	具体的にはですね高浜 12 号の設置許可の添付 10 の 6.5 という章のところでした、
0:50:45	下のページはですね、10-6-33 と。
0:50:49	いうところのページをお示しいただいています。
0:50:59	あの、
0:51:00	今申し上げたページ、10-6-33 っていうのは簡保におけるページとなっております。
0:51:09	はい。それでですね我々が見思い浮かべていたのがこの 6-5-1 の解析条件設定の考え方のところ。
0:51:19	でした、
0:51:22	まず運營業務ですねと現実的な条件を基本としつつ、原則、有効性を確認するための評価項目等のパラメータに対して余裕が小さくなるような設定とするとか、
0:51:36	あとは下の歩数 123 セキ
0:51:43	7 行目ですかね解析条件。
0:51:47	の不確かさによって、
0:51:51	余裕が小さくなる可能性がある場合は影響評価において感度解析等を行うこと等、
0:51:59	というような記載があって、このあたりがまさに今回の高浜のSFPのところで実施しているような、
0:52:09	最適評価手法の説明になって、
0:52:13	同じすたSFPのところと同様のことを書いてあるのかなと思っていたんですけれども、まずそ、その辺りはいかがでしょうか。
0:52:34	はい、関西電力の福原です今ご紹介いただいた該当ページと今回我々が右側評価において使った手法考え方っていうのは概ね一致しているかなというふうに考えております。
0:52:50	はい。規制庁、伊東です。等を明示しているということであれば、ここの添付 10 の記載。
0:53:01	郷さん、
0:53:03	を参照しながら書かれた。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:08	方が良いのではないかと、こちらとしては考えていますがいかがでしょうか。
0:53:15	関西電力の福原です。
0:53:21	はい。検討させていただきます。
0:53:25	はい。
0:53:28	わかりました。ご検討いただくというところだったんですけど、ちょっともう1点この黄色マーカーのところについてなんですけれども、
0:53:39	保守的な値、
0:53:42	を決めた時は不確かさの影響を考慮するというのは、
0:53:49	そういうのは生じないのではないかなと思うんですけどもここで
0:53:53	保守的な値に不確かさの影響考慮というふうに書かれているのはそういう場合があるということでしょうか。
0:54:07	関西電力の福原です。
0:54:10	我々が今記載していますのは1個1個のそのパラメーターをむき出しにしてですねそれそのパラメータに最確値を使っているのか。
0:54:23	保守的な値を使っているのかということまでちょっと厳密には書き分けて今の申請書上はできていないというふうに思っています。
0:54:34	大きな考え方として、最確値Eを使うものもあれば、保守的な値を使っているパラメータもあると。それらに対して
0:54:46	場合によっては不確かさの影響も見べきものはちゃんと見てやってますよということを表現させていただいているので、
0:54:56	今ご指摘いただいたのはもうすでにもう保守的なものを使っている場合にはそれにさらに不確かさなんて見てないんでしょうというご質問かと思うんですけども、
0:55:07	そこについてはちょっとパラメーターいくもう一度よく洗ってみてですね本当にそういうものがないのであれば、おそらく今、先ほどご紹介いただいたようなページの書きぶりに収斂していくのかなと思うんですけども、
0:55:21	ちょっと我々が使ってる数字に対してどういうものに対してどういう
0:55:26	不確定性を見ているのかっていうところをもう一度ちょっとよく研究させていただいて、表現検討させていただきたいと思います。すいません、関西電力の新村です。
0:55:38	まず、保守的な値というところに対して不確かさを振っているものがあるのかということですけども、この補助的保守的というワードはかなり幅が広いなと幅が広い。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:52	使い方をしておりまして、要は不確かさも包含するような、保守的な値を設定しているものもあれば、
0:56:04	保守的であることは間違いないんだけど、一部、よりパラメータを厳しくするような不確かさがそれに対して乗り得るというものもございます。
0:56:17	今こちらに書いてあるのは、例えば、流量のようなパラメータにつきましては、
0:56:24	手順として考慮するものについては、54条で中第15条に係る重大事故等対応のための設備として、
0:56:36	整備しているものをすべて同時に実施するという点で保守的と思っておりますけども、
0:56:44	一つの想定としてポンプが全台さらに普通は、1手順につきポンプ1台しか起動しませんけども、場合によってはその切り換えのタイミングで、複数台同時に、
0:56:58	同じ系統の中にあるポンプを複数台同時にまわしてしまうというような状況もありますのでそちらについては不確かさを見ると、というような形をとってございます。
0:57:08	はい。関西電力福原です。ちょっと今のところすごく大事ななと思いますので
0:57:14	おそらく流量の設定とかの議論に入られてた方はご記憶あるかと思うんですけどもそう、そうでなかった方々にも少しだけ補足させていただきますと、
0:57:26	これは
0:57:29	SA時に均等に何らかの方法で注水なりスプレイをかける行為を行うわけですけども、その時に手順というのが大体決まっています。で使う系統のラインっていうのも決まっています。ポンプの台数っていうのも手順上決まっていますと。
0:57:45	その中で流量というのを最確値、求めにいくわけですけども、その段中でまず、ポンプとして、本当に最悪ではなくて少し多めっていうかですね流量曲線読む時もですね、
0:58:00	少し多めを目って見たりするんですそうそういう部分はやっぱりその保守的という表現、ショウジ的な値を使っているというやはり言い方になるのかなと思います。
0:58:12	で、その一方で今保守的なものにもさらに不確かさは足さないんでしょってということに対してはやはりこの流量に対しては、さらにポンプ1台じゃなくて、2台同時に切り換え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:25	AA号機とB号機 1 台しか、1 台ずつ動かしますけども、ポンプを切り替えるタイミングとかには、まずA号機が運転中にB号機を起動してから、A号機を止めるっていうやり方もしますので、その紙瞬時瞬間的にやはり 2 台分
0:58:43	動きますよねというところをやっぱり不確かさとして 2 台分不足という不確かさを我々今回の評価の中で見てますので、そういうことを総じて表現しようとする、
0:58:55	今みたいな言い方になっているというところでございます。
0:59:01	はい、規制庁イトウですありがとうございます。ポンプの流量とかのところについては保守的な値を設定しつつ、台数とかいったところでフタツカサーモ込みで考慮していると。
0:59:16	いうご説明で理解をします。
0:59:21	規制庁鈴木ですちょっとやっぱり
0:59:25	既許可の、
0:59:26	添 10 の 6.5. 1 の、
0:59:30	2 行目のところから、
0:59:35	2c、5 行目。
0:59:38	のところまで、
0:59:40	ここ行に、
0:59:42	もうちゃんと、
0:59:44	確認をしていただいてから、やっぱり、
0:59:47	そのポンプのところも含めて、
0:59:50	どういう条件設定をしているものなのかっていうところを、
0:59:57	記載を見直すのであれば、見直しいただきたい何で言ってるかっていうと、
1:00:03	ここで設計値等の現実的な条件を基本と一つ原資原則有効性を確認するために評価項目のある川辺に対して、
1:00:11	余裕が小さくなるような設定とするこれは現実的な条件を若干余裕が小さくなるように設定するという言い方と、
1:00:19	そうじゃなくって、例えば、その条件っていうのが、
1:00:24	ある確率分布を持っていて完全に正規分布だったらもう中央値であるその標準値を使いますみたいな、
1:00:31	そういう言い方をする場合もあるし、その正規分布が非常になろうな正規分布だったらそもそも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:39	評価項目となるパラメータにして、に対してこれは実効増倍率に今回 なると思いますけど有意な影響を及ぼさないことを踏まえて条件を設定 する場合もあるこれ、だからさっき言ったように、
1:00:51	分母が非常に狭くって、
1:00:53	もうほぼほぼ中央値が、
1:00:55	一義的に決まるような数字ですという時には多分こういうことにな るんだと思っていて、
1:01:02	そ、そういう。
1:01:03	のを考えた上で、今言ったポンプが事例ですっていうふうに言われたな 内容が実際にどこに落ちてくるのか。
1:01:12	その辺を表現をされた方がいいのかなっていうふうに思うし、あと、
1:01:17	今その 6.5. 1 のところは保守的な値を条件設定するってところは書いて ないの。
1:01:23	先ほど概ね、
1:01:24	この通りだと思いますっていう、概ねじゃっていうから外れるところにつ いては、多分保守的な値を、
1:01:31	設置する考え方。
1:01:34	だと思いますので、
1:01:35	その辺は、
1:01:36	保守的に設定する場合にはどうするんだっていうところはつけ足してい ただく必要は当然あるかなというふうに、
1:01:43	思いますし、ちょっとまず、
1:01:46	先ほど、
1:01:47	関西電力 6.5. 1 のところを見てもう一度、考えますといったところをまず やっていただけますか。この場で何かいろいろまた言うとなんか、 イメージが違くなってお互い何かすれ違っちゃう気がするので、
1:02:01	よろしいでしょうか。
1:02:03	事業本部、関西フクハラですけども、今、鈴木さんおっしゃられた、
1:02:10	添 10 の記載ぶりの生い立ちっていうかを少し鈴木さんのお考え、こうい うことでこうなっているというお話され、
1:02:22	なんですけども、ちょっとこの立入がそういう心で書かれているかどう かってそっちがわかるメンバー言いますか。
1:02:32	はい。
1:02:33	片田湯山です。少々お待ちください。
1:03:02	はい。関西電力の山野でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	こちらで今確認をさせていただいておりますけれども、まず添付 10 の該当箇所 6.5. 1、ここに書かれております。
1:03:14	言葉の意図でございますけれども、その意図がですね、
1:03:20	余裕が小さくなる。
1:03:22	ていうことはですね、
1:03:25	意味するところとしましては保守的になるというところと、でございますので、こちらの点、我々今、補正、すいません、適正化案として考えております。
1:03:36	保守的の値というものと同義なものというふうにとらえております。以上でございます。
1:03:51	規制庁鈴木です今言ったようなこと。
1:03:55	7 日も、一応、規制庁側も確認しますけど、関西電力の方も一応、もう一度確認していただけてまずこの
1:04:04	SFPの、
1:04:05	臨界計算の中においてこれはどういうふうに、
1:04:09	どのパラメーターについては、
1:04:11	の部分で読んで、どういうふうに扱うのかっていうところはちょっと、
1:04:15	改めてまとめていただけますでしょうか。
1:04:19	はい。関西電力の福原です。今回の評価手法が先ほど私概ねって言いましたけども、概ねこの手法に倣っているのであれば、
1:04:32	それを表現する文言としても、基本的にはもう既許可になっているこの文言を、に倣って書いた方がいいというふうに私も受け取りましたので、
1:04:44	どこまで参照できる必ず完全にこれをそのままコピーできるかどうかというのはいちいち精査しますけども、これになられるところは倣って書くということで検討させていただく。
1:05:01	はい、ありがとうございます。
1:05:03	すいません次の質問に移ります。同じ同じページのですね、下の方でこども、
1:05:16	黄色マーカーになってるんですけども、気相部に於いては、スプレー等による液滴のほか、
1:05:24	燃料集合体内の液膜を想定するとともに、塩素による中性子吸収を考慮すると、書かれて、
1:05:34	いますと。
1:05:35	それでちょっと分を、
1:05:39	パッと見た時、よくわからなかったんですけども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:45	燃料集合体内の液膜というのはこれも、
1:05:51	スプレー等によるもの。
1:05:53	と、という理解でいいでしょうか。
1:06:01	関西電力の福原です。
1:06:05	液膜もどンドンスプレー等によってショウジュが発生するものでございます。
1:06:10	はい、ありがとうございます。規制庁イトウです。そうするとですね何々の他という書き方よりは、これはすいませんも言っちゃうんですけど液滴及びでつないだほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
1:06:29	はい。了解いたしました。はい。
1:06:33	それから、同じところでスプレー等、
1:06:38	という頭には何が含まれていますか。
1:06:43	関西電力の福原です。
1:06:49	少し上、先ほどありました注水スプレー及び蒸気条件っていうくだりがあったかと思えますけども、
1:06:58	当然、
1:07:00	注水も含めてます。スプレーも含めています。あと蒸気条件というか非常に50条2項のスプレー、
1:07:11	がされているピットの中の状態ってのは非常に複雑なカオスな状態になってると思いますので、水蒸気がまた液膜化したりとかですね、そういった現象が起きていると思いますそういったものをすべて、
1:07:23	ひっくるめて、もうスプレー等ということで情景状態を表現させていただいてます。
1:07:32	衛藤規制庁イトウです。すいませんちょっと1点確認なんですけども臓器条件というのは液滴とか液膜脳性性に影響しているんでしょうか。
1:07:47	関西電力の福原です。そこら辺、厳密な現象論に踏み込まを見込むのはもうやめましょうと。
1:07:57	ということで以前審査会合で整理されたと思っけてまして、そのそっから我々最適評価手法ですね。
1:08:09	に荷重を切って、パラメーターへの最確値と不確かさを見て、そういった非常に細かいマイクロな現象はもう追いかけないと。
1:08:20	でこの問題を解くということで大きな方向性としては、この2年間以上ですれずとやってきてますので、す。
1:08:29	今のご質問には非常にちょっと正直お答えしにくいところがあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:34	規制庁鈴木です単純にですね。
1:08:37	本文中に、
1:08:39	給水スプレー及び蒸気条件って書いてあって、
1:08:44	これ今、添付の添付 8 の、
1:08:47	記載のところ見てますけど全く同じ文章が本文中にありますよね。
1:08:51	本文中で上記条件に言及してるので、
1:08:54	このテンパチの解析のやり方にオチ落ち込んできたときに、何か蒸気がどっか行っちゃったなっていうだけなんですよ。
1:09:02	で、いやスプレーの中に蒸気入ってます。以上ですっていうんだったらそれでいいかな。
1:09:10	関西電力の福原です。私先ほどそう申し上げたつもりでしたけれども、はい含まれてます。はい。
1:09:17	規制庁続けそれであればですね。
1:09:19	この補テンパチの 4.1. 2.1 の概要のところでも今言った注水スプレー及び蒸気条件って書いてありますよね。
1:09:29	ここにこれを省略して水かすプレートというとかですね、書いていただければ、とてもわかりやすいだけなんですけど。
1:09:43	はい、関西電力の福原です。他にちょっと登場するところもあるかもしれませんがそこはしっかり精査した上で今の記載方法。
1:09:53	検討させていただきます。
1:10:01	はい。ありがとうございます。
1:10:03	あと 14 番から 19 番のコメント回答について、
1:10:08	私からは以上なんですけど、他に規制庁側から、はい。
1:10:13	小貫です。
1:10:14	16 番のですね、最も反応度の高い新燃料、
1:10:19	この意味するところっていうところは
1:10:24	右側の欄の対応の欄に、もうちょっと触れてますけど、
1:10:29	本文の関係だとかについて、説明して欲しいという話をして、私はしたつもりでいてですね、結局、
1:10:38	本文に書いてある事項ですね。
1:10:41	仕様だとか、
1:10:43	そういったものの中に、
1:10:44	反応度が高い燃料ってどこにも多分出てこないですよってことを申し上げたと思います。
1:10:51	それが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:52	本文に書いてある事項で、この花田の最も高い燃料って、
1:10:58	何。
1:10:59	がその関わっていて、それがこの反応度が高いっていうことを、
1:11:04	表現しているのか、そんなのみりや自明ですよ。
1:11:09	ていうようなものであれば、そゆを挙げていただければ結構だし、ただ一方です、例えば、
1:11:17	濃縮度、
1:11:19	薬としても一番高い濃縮度のものって多分これを取りれたりしますよね。
1:11:24	でもガドリは今回考慮してきていないから、単なる新燃料だけだと、最も反応度が高いってところが本当なのかどうかってこれ審査会合の場でもいろいろ、
1:11:34	お聞きして、ガドリが燃えた後の方が厳しいんじゃないかみたいなことまで、一応話はしてたけど、結局解析ではそれが取り考慮しないから、
1:11:43	新燃料の濃縮度が一番高いもので、
1:11:46	やるんですっていうふうな話だったのかなと思ってるんですけど、ちょっとそこは反応度のさ、最も高いって言われてしまうと、
1:11:54	本文事項とどう繋がるのかわからないというところでご質問したところです。
1:12:00	関西電力の福原です。反応度が最も高いという修飾語はですねつけたのはない。
1:12:09	どういう母数で比べてるかといいますと、ピットの中にある新燃料、少し燃えた燃料いっぱい燃えた燃料の中で一番反応度が高いのは新燃料ですよと。
1:12:22	そういう意味で書かせていただいています。まずは、
1:12:29	すいません関西電力の志村です。
1:12:33	今おっしゃられたご質問の中で例えば新燃料であってもそのガドリーのものもあるよねというところで本文側で、じゃあ伴反応度の一番高い新燃料というのはどういうものなのか。
1:12:47	ていうひもつきがいえ、どういうのかなという点でございますけども、
1:12:52	一応本文の
1:12:56	本文午後にですね、ちょっと今目次だけ、は、
1:13:01	原子炉本体の構造及び設備という中でですね、燃料体の仕様を記載してございまして、その中にその燃料材の種類という項がございますその中に特に濃縮堂でございますウラン濃縮度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:16	につきましては約 4.6Aと。
1:13:20	%以下と。
1:13:22	こちら、最高燃焼度 5 万 5000 燃料の濃縮度の記載でございますけども そちらを書かしていただいております。
1:13:31	ですので反応度の一番高いというのはそういう
1:13:37	濃縮度が 4.6%の燃料であるということがわかるとともに、ガドリリの燃 料につきましては、
1:13:48	その燃料材の一部をガドリが入ってるつまり毒物が入っているものに置 き換えているということにございますので、反応度としては、当然そのガ ドリ入りのものが、
1:14:00	入ってない。
1:14:02	者、通常欄燃料がトップになるということは本文からもいえると考えてお ります。
1:15:32	規制庁。
1:15:33	規制庁鈴木です。
1:15:35	やっぱりですね
1:15:39	今、関西電力が説明されたところの
1:15:44	燃料材の種類のところ、
1:15:48	言ってしまうと、やっぱり最大濃縮度の取替燃料には、
1:15:54	ガドリーが入った品も含まれた集合体として書かれてるんじゃないかな っていうふうに読めるんですね、それは確かですよ。
1:16:05	関西電力の福原です。濃縮. 反応度は必ずしもガドリガード構図として 入っている点で一致してきませんので、我々いろいろ
1:16:17	ここで書いてますのは反応度が大きいと、実行度合い図を上げる、高く するものという意味で書いてますので、
1:16:27	ガドリ燃料よりもガドリが入っていない表情ウラン燃料の方が反応度的 には必ず高くなりますので、そういう意味で我々書かせていただけてま す。
1:16:38	規制庁するやつあるんですのでそれが燃料材の種類のとれに当たる のかやっぱりわからないんですよ。
1:16:46	ひょっとしたら、
1:16:49	3.3%とか 3.4%濃縮度燃料の方が取りが入ってないその方が、反応度 が一番高いのかもしれないし、
1:16:59	ちょっとそこがよく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:01	そそういやそんなことはないよってガドリが入ってった方が 4.6 の厳しいよっていう、それだけでわかるんですかね。
1:17:10	関西電力の志村です。こちらに記載してますのは燃料代ということで今すなわちペレットのことでございます。
1:17:17	で、ペレットが積み重なったものが、燃料棒になってそれを束ねたものが燃料集合体と我々言っているものでございます。
1:17:28	で、燃料材の種類が 4.6%以下のもので場合によってはガドリのものがあると、ドリーのものがあるということなんですけど、それですなわち最大燃料集合体となったときの最大値としましてはこの 4.6Aとの、
1:17:43	ガドリの入っていないものが巢のペレットがすべて燃料棒に詰まったもの、すなわち通常ウラン燃料が反応度として最大になることは間違いなかなと思います。ガドリ燃料と、我々、
1:17:55	申し上げてましたのは、その燃料棒の 200 本、約 200 本ぐらいの燃料棒が束になりますけども、そのうちの、にちょっとすいません正確な
1:18:07	本数忘れて、しましたけども、その一部がこのガドリーのペレットが入った燃料棒という形になっております。なのですみません繰り返しになりますけども、最最大反応度の燃料、
1:18:22	集合体というものにつきましたはこの 4.6 パーセントの
1:18:27	スプレッドが詰め込まれた通常燃料ということになります。市長数ですその燃料タイプもあるってことなんですか。
1:18:37	要するにそういうスプリッドって言い方は悪いのかもしれないけど、要するに 4.6%、今取りかえで、
1:18:46	濃縮で一番高いのは 4.6%ですって書いてあって、
1:18:49	その 4.6%のペレットだけを詰め込んだ。
1:18:54	取替燃料があるということなんですか。
1:18:58	すいません、関西電力の石田ですけどよろしいですか。
1:19:02	PWR燃料はまずペレットの濃縮度は 1 対 2 辺りですが、基本的に一応でして、4.6 っていうやつはもう 4.6 しか入ってません。
1:19:12	一方ガドリにつきましたは、ガドリ棒という単位で管理してまして、4.6 よりも低い濃縮の、
1:19:20	ペレットが 2 ガドリが含まれているという整理になりますので、
1:19:24	通常のウラン燃料等がドリー燃料を比べれば反応度は、通常の粘度が高いっていうのが、設計上間違いございません。規制庁、細野。
1:19:35	ガドリが入った品を使ってない 4.6%だけのペレットで充填された燃料、すべてで燃料体を作っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:47	燃料集合体が普通にあるということで、
1:19:51	それは設置許可上はそれどっかで読めるんですか。
1:19:55	読めます。その通りでございます。すいません、どこで読めるんですか。
1:20:21	すいません少しお待ちください。
1:20:30	規制庁都築ですあこれ設工認でもいい。飯田飯野で、その辺が何か。
1:20:35	明確になってるところって何かあるんでしょうか。
1:20:40	はい。関西電力の福原です。そこはまた改めて、別の該当箇所の資料でご説明させていただきますけども、少しちょっと議論が、
1:20:52	何かずれてきてるかなと思いますのが、燃料の設計仕様は、設計仕様で、当然別事項として許可を受ける事項だと思ってます。
1:21:03	今、我々このピットが臨界になりませんよっていうことを説明させていただく、申請書の中で、一番反応度が高いものをてんこ盛りしてももうし尿なりませんということを宣言させていただいてますので、
1:21:17	あとその中に入れる燃料は当然別のところで決まってる一番チャンピオンのものをそのチャンピオンが例えば更新されれば、その更新されたチャンピオンでも、臨界にならないようにしますということがはこのピットの
1:21:32	今、今の該当保護テンパチもそうですけども、その
1:21:38	我々の申請内容はそういうことなのかなそういうことだと我々、私は考えてますので、ちょっと今、燃料のスペックがどうこうっていうところは少し、今回とはあまり関係ないのかなというふうには思います。
1:21:52	規制庁鈴木です。やっぱりそこがですね。
1:21:56	手続きとして、
1:21:58	これ最終的にテンパチの、
1:22:00	4.1. 2.1 でしたっけ、あその解析の記載は、設工認の手続きに落ちていくわけですよ。
1:22:08	そこで、
1:22:09	設工認上、最も反応度が高い燃料っていう記載に、
1:22:15	なっていたときに、
1:22:17	さっき言われたそのチャンピオンがもし変わる手続きが設置変更なされたときに、
1:22:24	そこが普通に引っかかってくるのかどうか、
1:22:28	手続き上ちょっとよくわからなくて単純に
1:22:32	許可で 4.6%の濃縮度のを充填した燃料体っていうふうに、テンパチところに、今の書かれたところに記載されてればもう一対一で、当然そこも含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:45	設工認でもそこ変わるよねってところがすぐわかると思うんですけど。
1:22:50	そういう繋がりにっていうのが、核を書かない。
1:22:55	理由がちよっとよくわからないんですけど。
1:22:59	あと、関西電力の福原です。当然燃料の設計士が変更になるチャンピオンが更新されるということになれば、設置許可になりますし、当然設工認も出さないといけないと思っています。
1:23:13	その設工認の中で、当然ピットが臨界にならないことに関する説明書っていうのも、お出しする資料がございますので、その審査の中で
1:23:26	審査いただくことになる方だと思います。
1:23:34	いやその時に、規制庁スズキその時に、ここも最も反応高いところの、
1:23:40	燃料ってこの言葉のところに引っ掛かるのでこれも変わりますっていうふうに、
1:23:45	説明されないと。
1:23:48	わからない。
1:23:50	んのかなと思ってそれが先ほど言ったように、そんな自明ですって。
1:23:55	何かいえるものが、もともと何か許可の記載の中であって、
1:24:00	そこで引っかかってるからいいんですけど説明していただけるんだったらそれはわかるんですけどな。わざわざ
1:24:07	書きゃいいだけのような気がするんですけど。
1:24:11	なぜそこは最も反応度が高いという表現をしないといけないんですか。
1:24:18	関西電力の福原です。
1:24:21	頭をむしろ、すみませんちよっと杉さんが、ごめんなさいどう、どう解雇を変えたらいいのってところが正直ちよっと掴めていないんですけども、最も反応度が高いってことにしといた方が、むしろ
1:24:39	許可の内容としては汎用性があるっていうか
1:24:44	普遍的な申請許可内容になる、なってるのかなというふうに思います。
1:24:50	規制庁スズキサノ汎用性が必要はないと思うし、不変である必要もないと思って、それはだって設置変更の許可の枠組みが変わったらそこも変わるんだって言ってんだったら、
1:25:02	許可で今されている枠組みのまま変えていけばいい気がするんですけど。
1:25:07	なぜその普遍性だとかっていうところの表現をしなきゃいけないのかちよっとわからないっていうだけなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	すいません、関西電力の蔵田です。ちょっと素人的な回答かもしれませんが、今この最もハンド高い新燃料というのが、どこで担保されてるかわからない以上、ここに、
1:25:31	定量感のある具体的な固有名詞というか、それを書いたほうがわかりやすいんじゃないかっていうことをおっしゃってもらってですね一番高い規制庁スズキH違います
1:25:41	許可されてる内容でやってるってことが、テンパチに当然書いてあるべきなので、
1:25:48	なぜ許可本文に書いてある内容で、テンパチを書かないのかって言ってる。
1:25:53	で、許可本文に書いてある内容からしてみれば反応度が最も高いっていうのは自明なんですってことだから、こう書いてるんですっていうことであれば、どこをどういうふうに見れば自明なのかっていうところを説明していただければいいんですけど。
1:26:08	当然これテンパチって、
1:26:11	許可本文の内容を具体化して書くところですよ。
1:26:15	或いは後段規制で具体化するときこういうふうにするつもりですって書くところですよ。
1:26:20	何か逆に具体化というんなくて抽象的になってると思うんですけど。
1:26:25	それだけなんですけど、これ手続きの問題だけなんですよ。
1:26:29	技術的に議論してるわけじゃないです。
1:26:38	僕は本文で、
1:26:40	ガドリが入ってない燃料で、濃縮度が最高の熊木コガさん。
1:26:47	作ることができるっていう
1:26:50	はっきりしてれば、
1:26:52	これこういう書き方しても、
1:26:55	どのように、
1:26:57	とりなしの濃縮度最大っていうのが、
1:27:00	それは新年度としてあれば、それが反応度的に
1:27:07	そこは
1:27:09	特に
1:27:15	最最も反応度の高い新燃料っていう言葉だけ。
1:27:20	それぞれ、
1:27:21	改革

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:25	最も反応度の高い新年度っていうと、
1:27:29	これガドリが入ってる。
1:27:31	場合は、
1:27:33	ドレーンがどれ入りの新燃料の中央たいね、それは最も反応度が高くないわけ。
1:27:42	要するにそこでちょっと、
1:27:46	最大濃縮度でガドリニウムがない。
1:27:50	新燃料があるんだっていうことが本文で、
1:27:55	疑義が出なけれ
1:27:57	こういう言い方でも、
1:28:01	毒物の内、
1:28:03	最大濃縮度の年度中、
1:28:07	わかる。
1:28:10	ちょっと、だから、そのスズキさんの、
1:28:14	疑問というのが、
1:28:24	そういう議論が出てること自身、だからその本文の方で、
1:28:30	ある程度そういう、燃焼度で、
1:28:33	戻りがなければ当然、
1:28:36	新燃料が一番反応度が、
1:28:39	メールにしたがって、
1:28:40	下がって、
1:28:42	宿るがはい。
1:28:44	燃料集合体の場合は、この炉心燃料が反応度型、
1:28:49	なくて途中
1:28:53	でそういう、
1:28:55	二つの大まかにいろいろ、二つの
1:28:58	燃料集合体。
1:29:00	2 区分、
1:29:03	この言い方っていうのは、
1:29:05	丸のない、
1:29:06	最大濃縮の新年度があるってこと。
1:29:09	はっきりしてれば、
1:29:11	本文とも繋がるんじゃないかと。
1:29:18	規制庁スズキ住吉さんありがとうございます私の言いたかったことを端的にまとめていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:25	すいません関西電力の石田でございます。
1:29:29	設置許可の添付 8 の中で、原料の使用仕様という記載がございます、その中に、取替燃料として、
1:29:39	約 4.6%以下という記載がまずございます。
1:29:43	その下の記載として、ガドリに宮城り燃料については、濃縮度約 3.0%以下、
1:29:53	ガドリニア
1:29:54	濃度約 10、10%以下という記載がございます。
1:30:00	この記載から、我々が行っている普通の燃料っていうのが、ウラン燃料というのが、取替燃料に相当しまして、約 4.6%以下、4.6%で作ってまして、
1:30:12	それについては、ガドリ後は、
1:30:16	濃縮度が下がってまして 3%プラスガドリ 10%という形で記載されてございます。
1:30:24	規制庁鈴木です。それはつまり、後段規制である設工認において、
1:30:31	4.6%濃縮度とペレットだけで構成される。
1:30:36	燃料体があるということが、手続きをなされて、
1:30:41	いるということを言われているってことですね。
1:30:45	はいその通りでございます。関西電力石田でございますその通りでございます。そうすると、テンパチの中では、
1:30:52	そこが自明だというふうに、
1:30:55	いえるような記載があると。
1:30:59	そこは当然連動するはずですよ。
1:31:01	そういうことを言われたってこと。
1:31:05	すいませんもう少し補足させていただきます関西電力石田でございます。本文の方にも、先ほど私が申し上げた内容が同様に記載されております。
1:31:16	すいませんテンパチ-3 はない、ない。手元にはないんですけど、本文はありますので、
1:31:23	具体的な場所を言っただけですか。
1:31:32	すいません。ちょっと本文今手元がないので、また後で回答させてもらってよろしいでしょうか。笠井志村です。本部、衛藤。
1:31:43	ポツ原子炉本体構造及び設備というところの、
1:31:49	(2)燃料体、
1:31:52	ローマ数字 1 の燃料代の箇所でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:26	いや、規制庁スズキです今ところは燃料材の周囲としてこんなものがありますって言われたただだと先ほど説明があったんすけどここは燃料体のことなんですか。
1:32:43	ペレットって書いてあるので、
1:32:46	ペレットだけですよね。私が聞いているのは、全部で4.6%のペレットが詰まってるものが、
1:32:55	実際の燃料体として存在するそれを使うんだっていうことが、どっかで書いて書いてあるんですかって、それが本文に書いてあるんですかってところを、
1:33:06	聞いただけなんですけれども。
1:33:09	関西電力の福原です今おっしゃっていただいたような直接的なそういう書き方はないと思いますけど、先ほどの、
1:33:16	この(イ)一部ガドリニアを含むということが他の一部ガドリニアが入っていることもありますよと、いうふうに読むんだと私今思ってますけども、
1:33:29	事業も違ったら補足してください。
1:33:32	規制庁スズキつここは多分断片的な情報しかみんな持ってなくて、お互いに何か空中戦してるので、
1:33:40	実際にここにこう書いてありますっていうのを示していただいて、説明をしていただけると。
1:33:48	はっきりすると思うので、それをお願いしてよろしいですか。
1:33:53	関西電力石田でございます。設置許可本文、添付資料8及び後段の節購入における記載状況について、まとめて整理して説明したいと思えます。
1:34:07	はい。規制庁鈴木です。それをお願いしますそれで
1:34:12	まさに今回補正をかけようとしている。
1:34:16	ところの記載っぷり。
1:34:19	5月13日にもさかけられてますけど、
1:34:22	そこの記載プリが、
1:34:25	本設置許可の本文ではなくテンパチで書いてある内容と一致してます。
1:34:34	公団しか一致してないですとか、
1:34:36	どこどこどう一致しているのかってところも、説明を加えてください。
1:34:42	私は最終的に
1:34:44	許可の内容としてここまで、
1:34:47	許可をするのかどうか、いやそれはコーニング側ですよっていうんだたら工認側で構わないですし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	テンパチに書いてあることは許可事項じゃないってことであれば、それは、
1:35:01	あくまでも工認側の話なんで工認側ではっきり写真させますっていうことであればそれはそれでも構わないです。
1:35:15	関西電力石田でございます。了解いたしました。
1:35:28	関西電力の蔵田ですすみません。
1:35:32	いいよ。
1:35:33	横で僕は僕がわかってないんですけど、この最も反応度の高い新燃料って言葉に対して紐付けができる。
1:35:42	記載箇所、
1:35:45	これをと、
1:35:47	どこかというのを明記する。
1:35:49	確認しますというのがまず今回の市宿題で、その上で、
1:35:56	その確認箇所によって、今のこの記載でいいんかと。
1:36:00	いうことも含めて確認するっていうことで、
1:36:10	はい、規制庁スズキそれで結構です。
1:36:13	ここの今、焦点が出てるところがテンパチの記載なので、私は許可事項じゃないと思ってるんですね、許可あくまでも。
1:36:21	未臨界できる方針について、
1:36:25	許可するだけなので、
1:36:27	未臨界であることを確認して、それができているってことを見るのは施設購入の段階だと思っている。
1:36:34	テンパチに、そこで類推許可本文から類推できるような記載がなかったとしても、
1:36:40	テンパチの別のところで、
1:36:42	書いてある記載で、そもそもそれは自明なんですってことをしている、言っていたらいいんであれば、それは設工認側の要目表内とかのところで最終的に落ちてきて、
1:36:53	自明なんですっていうふうになるんだってことであれば、それで構わないです。わかります。
1:37:00	管理くださいです。
1:37:02	衛藤。
1:37:05	発言内容がちょっとわかったんですけど、
1:37:09	すみません。
1:37:11	今の内容が理解できたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:15	この記載で我々がどことひもづけるか、仮に設工認と紐付けた場合に、
1:37:22	現状の記載でいいと言い切って、結論に説明しますという方法も一案だと、いうことで示していただいたというふうに理解できたので、
1:37:32	現状の記載がちゃんと何と紐づけて、この記載ができていいのかということをもと確認すればいいと。
1:37:40	規制庁数ですとそのつもりで答えられるならそれでいいですけど、テンパチの中はテンパチの中でちゃんと紐づいている。
1:37:48	記載が何かなければ購入に持っていけないですよ。
1:37:52	最も反応度が高い燃料体という言葉だけで、
1:37:57	設工認持っていった時にじゃあ結局それ何なのって話になっちゃうので、いや、それは設工認に持つてく。
1:38:03	実現可能性として説明している内容の中でテンパチに、もう燃料体のところの設計のところ、
1:38:10	4.6%のペレットが全部詰まってるような燃料体があるんですよ。
1:38:15	ということが書いてあって、当然このテンパチの使用済み貯蔵使用済み燃料のちょうど設備のところ、最も反応度が高いって書いてあるから、これは紐づいているんですよって言うだけで、
1:38:27	それはそれでいいです。
1:38:30	関西電力の志村です。ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけども、
1:38:37	ペレットが詰まったものが燃料をやって燃料棒を 200 回ぐらいずつ束ねたものが燃料集合体ということでございます。
1:38:47	で、先ほど本部、ご確認をいただいたんですけども、
1:38:55	まず補足説明としましてまず我々ここに
1:39:00	詳細書いていないのはやはり自明だからだということで考えているからでございます。で、なぜいじめかというところは補足説明として起こさせてはいただくんですけども、このペレットのところには、
1:39:14	ペレットのところの一部ガドリニアを含むものが、
1:39:17	ありますと、つまり、
1:39:20	増し、集合体の中で一番、MACCSという、なると当然ながらそのガドリニアを含んでいないペレットだけが充填されたものということになりますので、
1:39:30	一番反応度の高いのは何なのと言われると、それは一部ガドリニアを含んだものがあるということは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:39	後、一部ガドリニアを含んだペレットがあるということはそれは集合体になったときに、そのペレットを使ってないものが、最大反応度になることは、
1:39:50	自明でございますので、そういった紐づけ、本文の記載から、
1:39:56	発生し得る集合体の最終形としては、そういうものが一つもないものということは反応度が一番高いというところで今、
1:40:07	読めるということで、ちょっとご説明を起こさせていただきたいなと考えております。規制庁鈴木です。とりあえず、
1:40:15	書いてあるところ並べ立てて、ここで自明なんですっていう説明資料作られるということで理解しましたので、その資料作って出してください。以上です。
1:40:27	関西電力の福原です。ちょっとついでにホワイトボードに書かせていただきましたけども、
1:40:36	間取りが入っているペレットとフカホリが入っていない。ペレット、燃料集合でなくても一緒です皆さんおっしゃられた通り、緑が入っているものっていうのは、燃焼に伴って反応度上がりますんでそのあと下がるんですけども、
1:40:50	BWRの燃料の場合ガドリが入っていない、我々標準燃料っていうことありますけども、それの方がもう寿命を通じてですね反応度が高くなりますので、
1:41:01	そこは前も審査会合かヒアリングでご説明させていただいたことあるかと思えますけども今一度この理由的な部分だけはしっかりご理解いただけたらなと思えます。
1:41:12	規制庁スズキさんの技術的なところは理解した上で手続きだと言っているの、手続きの説明をしてください。以上です。
1:41:28	規制庁の三好です。自明というのは、もちろんPWRではそういうことがもう、よく
1:41:35	広く、
1:41:36	知れ渡ってるという意味で、
1:41:40	ないかと思うんです私はね、なぜかという、
1:41:43	今の、
1:41:45	燃料スペックだとそこにあるように、
1:41:47	濃縮度 4. 何%、
1:41:51	燃焼期間中最も。
1:41:53	反応だった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:55	鳥居。
1:41:57	それは、
1:41:58	がるエリアがもっと大きかったりすればね。
1:42:03	どっかでクロスしてそっちの方が高くなる可能性もあるわけで、
1:42:08	ですから
1:42:10	ここで、
1:42:11	そういう
1:42:14	補足というかそういう
1:42:15	二つのがドリーがある場合とない場合の値処理期間中の反応度の、
1:42:20	そのグラフ、説明今まで受けましたけど、
1:42:24	それを出して、
1:42:25	あればこの意味は、一応通るとは思います。
1:42:30	ただもう一つ、細かいこと言えばね、
1:42:33	最も反応度の高い新燃料がっていうのは今言ったような特徴がわかってる人が読めばわかるけど、
1:42:42	実際の意味するところはね。
1:42:44	特に新燃料じゃなくて、
1:42:47	最も反応度が高いところにどんどん燃焼期間中、
1:42:51	を通して言ってるわけだから、改めてその新燃料と言わなくてもね。
1:42:56	最も高い燃料があって、
1:43:01	言った方が、
1:43:03	それが要するに、寿命期間中最も厳しいところを見てると、
1:43:08	いうふうにもちょっと、
1:43:10	あえて言えば、
1:43:12	あるんじゃないかなっていうちょっとこれは印象ですけど。
1:43:21	規制庁都築です新燃料って言葉にこだわらずにっていうところはもうすでに、
1:43:28	審査会合だとかヒアリングの場でサカイの方からずっと指摘してそこは説明がなされて、今関西電力が説明されたようなグラフ、ちょっとねる、地元の人は見れないですけど、
1:43:41	そういう説明はなされているので、技術的には理解しているんですね。だから私はあくまでも手続き上、ここが読めるんです読めないんですかっていうところを、
1:43:51	置いてるだけなので、そういうつもりで、まずは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:55	どこに何が書いてある、それ、読めるんだっていうところであればそう説明資料を作っていたらいいという、
1:44:03	よろしくお願いします。
1:44:05	はい。関西電力の福原です。もう一度整理だけさせていただくと、この最も反応度ナカイ新燃料がすべてのラックに貯蔵された状態というのが、もう具体的に何を指すのかと。
1:44:18	そういったことがぶれないようにっていうところがしつかり、あれのこと言っただねっていうところが明確に繋がるようなもの書きをしていただきたいと。
1:44:28	ということかと理解しましたので、検討させていただきます。
1:44:38	はい。衛藤季節をイトウです。
1:44:40	他にコメント 14 から 19 について規制庁側からはありますでしょうか。
1:44:49	よろしいですかね。
1:44:52	今ですね予定の時間、
1:44:55	50 分ほど過ぎています。
1:44:58	えっとですね、
1:45:02	その 9、
1:45:04	今日、どうしてもこれを最後までというふうには考えていないので、
1:45:13	こちらとしてはこの後ホワイトボードの確認をして、
1:45:19	最初前半と申し上げたところで終わりにしようかなと思っていますが、
1:45:27	規制庁スズキです
1:45:29	まずですね、はい。
1:45:32	ミニマムでやんなきゃいけないのは、
1:45:34	来週の審査会合で説明を聞く内容として、
1:45:40	最終的に今日の資料で、審査会合で臨んでいただいて説明されると思ってるので、そこで事実確認としてしておかなきゃいけないところだけ、
1:45:50	でやるっていうのが、
1:45:52	必要な事項で、
1:45:55	それは今の時点まででいけると思う。
1:46:00	それ以外の添付書類については、これは事務局で確認する内容だと我々理解しているので、
1:46:08	私今、特段論点になってないと思ってるので、記載プリだとかそういうことだけだと思ってるんでこれは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:14	今日今日やらなくてもですね、別にいいと思うんですけど、ただ、関西電力としても用意したので、今日やりたいこの後続けたいという要望があれば、別に我々はやりますのでまずは、
1:46:27	第前半の部分だけまとめる作業をまずやりましょうか。
1:46:33	例えばホワイトボード用意しているんだったらポイントボードを見ていただいて、こんなところが話がありましたねってとこだけ。
1:46:40	確認をし、する。
1:46:42	ぐらい
1:46:45	はい。関西電力の福原です。会合で我々からご説明差し上げるのは今日の資料1-2。
1:46:54	ですかね。ベースのお話をさせていただくということに今受け取れたんですけどもその理解でよろしいですか。
1:47:04	規制庁スズキで資料②も、こういう、
1:47:08	ちょっと今日の話で、
1:47:10	一部また違う内容になるかもしれないけどそこはちょっと直されちゃうと、審査会合の資料としてなかなか難しい所見でやるのは難しいので、今日の
1:47:22	事実確認の内容踏まえて資料②も積んで、素行の黄色ハッチングのところをもう少し何かこういうふうを考えるんですとか、修正するかもしれませんっていう。
1:47:32	口頭の補足をしていただいて説明されても別に我々は構わないと思ってます。
1:47:42	はい。ありがとうございます。関西電力の福田です。まずこの段階で1回切ってホワイトボードを確認することに対しては異論ないかなと思ってます。で、
1:47:53	一方で次週の審査会合というところを前提にお話させていただくと、本日ご提示した資料、
1:48:02	すべては会合の中で提示すると。
1:48:06	いう形にはさせてもらいたいと思ってるんです。このうち当然時間が決まってるので、効率的に我々のその時間の中でご説明することが必要ということはもう理解した
1:48:17	けども、
1:48:18	規制庁スズキです
1:48:22	まあ、全部積みたいということであれば積んでいただいてもいいんですけど、全体の時間は45分しかありませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:30	まず 25 分で、
1:48:32	ざっと説明していただいて、20 分で、質疑応答というぐらいの時間配分。
1:48:39	が、
1:48:41	でやるしかないかなと思ってます。
1:48:44	その中で、とにかくやらなきゃいけないのは、
1:48:50	妥当性確認の説明として前回ヒアリングで説明された内容を説明していただく。
1:48:57	のと、それから、
1:49:01	今回、今日やった本文、
1:49:04	設置許可本文、
1:49:05	町の
1:49:06	記載の部分ですね。
1:49:08	ここの部分、
1:49:11	社員まずは会合で確認できればいいかなと思ってます。
1:49:15	論点がないものわざわざ会合でやる必要もないですし、一方で、
1:49:24	現在の防止というところじゃない部分の、例えば平和利用だとか、
1:49:29	経理的基礎だとか、
1:49:32	そういったところってのは特段今まで、
1:49:34	多分審査会合とかで、
1:49:36	何か論点になったということも
1:49:39	あえて、
1:49:41	進まなくてもいいかなと思ってのんですけどもただそこは積みたいということであれば、積んでいただいても結構
1:49:48	了解いたしました。
1:49:52	関連のクラタです。了解ですけど。
1:49:55	今のですね、
1:49:57	すいません。
1:50:00	先ほどのご説明で、
1:50:02	とせず、
1:50:03	はい、すいません、説明時間をおっしゃっていただいたのでこの 25 分の中で、
1:50:10	解析結果の妥当性と、
1:50:13	この補正の方向性、
1:50:15	まずメインでしゃべると、で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:18	その他の事項については、本日、ヒアリングの中で提示させてもらったというところで、論点ではないというなお話をいただきましたので、
1:50:31	刺繍の会合に付議するかどうかはちょっと
1:50:34	1度持ち帰って検討させてください。その上で、
1:50:39	介護前の審査会合資料として積むかどうかまたお答えさせていただきたいと思ってます。最低限は、62の時の補足説明資料と1-2と2、
1:50:50	これについては、ええとご説明すると25分の中でご説明させていただくということに、まずは、
1:50:57	ここまでは今の段階で決定ということで、
1:51:01	いいですか。
1:51:06	関西電力の福原です。
1:51:10	622、
1:51:13	妥当性確認の説明を会合の中でさしていただきますけども、補足せ、すいませんちょっと細かい加工になって申し訳ないんですけど、
1:51:23	その時の補足説明資料の1つというのは非常に分厚いものになってましてその妥当性確認委員以外のパートもいっぱい、むしろそっちの方がページが多かったりしてですね
1:51:34	我々のその流量設定がこうなってますとか、
1:51:38	構内の配置図はこうやってホースをやっていくんですみたいなページもあるんですけどもそこら辺はもう割愛。
1:51:43	して大丈夫ですかね。
1:51:46	規制庁スズキです前回二瓶の6月20日のヒアリングで、
1:51:51	説明していただいたのは、
1:51:55	解析の妥当性としては別添3と別紙時だったと思ってます。それを抜粋したもので、
1:52:02	ご説明いただければそれでけ。
1:52:07	関西電力の福原です我々としては議論が広い範囲に及ぶこともあるかと思っ多めにつけておいた方がそういった議論もできるのかなと思うんですけども。
1:52:19	もう非常に論点絞られたテーマで介護を行われるということであれば
1:52:26	ペーパーレス支援の問題もありますので、
1:52:30	紙減らした形でもうよろしければそういう形にさせていただこうかなと思います。
1:52:39	規制庁スズキですそれで結構ですし、もし、念のため積んでおきたいっていうのであれば、これまで審査会合で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:46	説明した内容が、
1:52:49	補足説明資料、原発の補足説明資料の、
1:52:52	方に、全部まとまってると思っているので、別にそれは現場だけ。
1:52:57	置いときたいっていうのであれば、我々は
1:53:02	タブレットで、
1:53:03	見れるようにしているので、
1:53:05	わざわざ紙で打ち出していただく必要もないですし、それ、それはお任せします。何かの折に何かこう、そこをちょっと見たりとかっていうことが、
1:53:15	あればそういうふうにするのは別に構いませんので、
1:53:19	お任せします。
1:53:25	衛藤規制庁イトウです。それではこの後は 14 から 19 のところ、コメントのところ、回答のところのホワイトボードの確認をして、このヒアリングとしては、
1:53:39	当時たいかと思いますが、20 番 21 番について、何か、
1:53:44	希望ありますか。
1:53:47	はい。
1:53:50	関西電力事業本部、
1:53:52	コメントNo. 2021 に関して特段説明すべきこととかあればお願いしたいんですけども、
1:54:02	関西電力の山野でございます。
1:54:04	すいません規制庁、鈴木です。説明をしていただく場合は一旦ちょっと、ここまででホワイトボードの振り返りやって、
1:54:14	メンバーを絞りたいと思いますので、
1:54:18	まず先にそちらをやっていただいてよろしいですか。
1:54:23	はい。関西電力の山野でございます。了解いたしました。それでは、今からですね、ホワイトボードの方、共有させていただきたいと思いますので、ご確認をお願いいたします。
1:54:35	はい。菅さん。はい。
1:54:37	すいません。
1:54:38	安西電力の山野でございますが、今画面の方を映っておりますでしょうか。
1:54:45	こちら、
1:54:47	映ってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:50	それでは順次読み上げさせていただきます。まず、今回三つコメントいただいております。まず一つ目でございますが、本文 5 号における燃料配置という記載は、
1:55:01	67 条第 2 項、54 条第 2 項の解釈、3 項に該当する設備と見るものなのか、運用に係るものなのかを整理して説明すること。
1:55:13	二つ目。
1:55:14	添付書類 8、4.1. 2.1 項における未臨界性評価条件の記載について。
1:55:21	添付書類 16.5. 1 項、これは 2 から 5 行目の記載でございますが、こちらを参考にすべきか検討すること。三つ目。
1:55:32	最も反応度の高い新燃料という記載が読み取れる、設置許可、これは本文及び添付、
1:55:39	または、及び設工認とひもづけを行った補足説明資料を作成すること、以上でございます。
1:55:51	関西電力新村です。山田さんすいません。この二つ目なんですけども、6.5. 1、2 から 5 行目と書いてあるんですけども、その下の不確かさの、に係る記載。
1:56:05	もっと下にもございますので、この 6.5. 1 全体の記載を踏まえて、適正化すべきかどうかを、
1:56:13	正当するという形でお願いいたします。
1:56:18	了解いたしました。それでは大東課長 6.5、1 項ということで、行数を書いておりました括弧書きを受けさせていただきますして、
1:56:28	はい、あの分適正化すべきか検討するという事でまとめさせていただきました。ご確認をよろしく願いいたします。
1:56:41	私、
1:56:51	はい、衛藤木曾規制庁伊藤です。規制庁側から特にコメントはないです。はい。
1:57:04	関西電力の山野でございます。
1:57:06	ありがとうございました。最後に 1 点だけ私の方からただいまの
1:57:13	説明資料の①の 2 に関しまして追加でご紹介をさせていただきたいところがございますので、少しお話をさせていただきます。8 ページ目なんですけれども、
1:57:26	(6)ということで、今回申請の理由についてということでまとめてございます。これは先ほどの資料 0、コメントリストには
1:57:36	ひもづかないものでございまして、申請書のですね、記載、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:42	申請書の記載事項に変更の理由というところがございまして、こちらの今までの書きぶりが、上の近くの内容でございました。
1:57:54	これをですね、
1:57:56	もう少し明確に、今回の申請理由として明確に読み取れるように、下の括弧書きの中に書いてございますように、
1:58:04	こういった設備に関して、未臨界、未臨界管理を簡素化するため一部変更するというふうに、
1:58:12	鴫田の方を改めさせていただきたいというふうに考えてございます。こちらについてもご確認をよろしくお願いいたします。
1:58:19	以上でございます規制庁スズキ先ほどのホワイトボードの一つ目の燃料配置と多分関わってくるのかなと思ったんですけど。
1:58:27	結局その間、
1:58:28	管理を簡素化するってちょっとよくやっぱよくわからなくて、かつ、未臨界管理ってこれどうこの未臨界管理なんですかって、
1:58:37	私が認識してるのは新燃料の貯蔵の条項、95条だったかな。
1:58:44	保安規定でね。
1:58:46	そこにおいて新燃料を使用済み燃料ピットに貯蔵する場合には、
1:58:53	多分何かしらの、
1:58:55	管理をするってのが現状なってると思っていて、
1:58:59	そこを未臨界管理って言われたのかなって気も。
1:59:02	したんですけど、ちょっとその辺を明確に書かれた方がいいのかなと思いましたがけれどもいかがでしょうか。
1:59:13	関西電力の新村です。こちらについてはやっぱり今回の申請の大きな変更、ご理由という理由を書くところということで、
1:59:26	まず今回申請の中で大きな変更点としてはやっぱりその中性子吸収体の削除というものと、燃料配置条件の簡素化、
1:59:37	という
1:59:41	はい。
1:59:43	と考えておましてなぜこの二つをその変更するのかというと、やはりここに記載してました未臨界の管理を簡素化するため、
1:59:53	でございますので今申し上げた二つの観点というのはこのような記載とすることでひもづけることができるのかなと考えております。
2:00:05	季節下ちょっとやっぱり未臨界管理簡素化って、
2:00:08	何かやっぱり、
2:00:11	今の許認可の中において、これでわかる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:18	変更するところがここだよって、ちょっと
2:00:23	管理してるっていうことであれば当然保安規定に書いて先ほどの法的に 95 条だとかね。
2:00:30	その辺のところに書いてあると思うんですけどその言葉を使われた方がいいんじゃないかなって気が。
2:00:36	するんですけど。
2:00:40	すいませんもう一度お願いできます。どどこを使った方がいいと保安規定の中で、
2:00:45	書いてある言葉。
2:00:49	何の管理におけるな何とかみたいな、っていうところを変えるんだっていうふうに、
2:00:56	書かれた方がわかりやすくいいのかな。
2:01:00	C、この未臨界管理を簡素化って何かすごいふわっとした。
2:01:05	どこで未臨界管理してて、何がを簡素化するんだっけっていうのがちょっとよく、
2:01:10	これだと何かよくわからない。
2:01:12	言うだけ。
2:01:14	一方で、
2:01:14	先ほど
2:01:17	SFPをの使用済み、ああし、SFPをの中性子吸収体をなくす。
2:01:24	それって、
2:01:26	先ほどの
2:01:27	50 条 2 項で言っている。
2:01:30	必要な設備を一部、
2:01:32	なくすっていうことですよ。そこんところは、
2:01:35	さっき言った本文でいうと使用済み燃料貯蔵槽の冷却等のための設備。
2:01:42	を表しているんだ。
2:01:44	と思ったんですけど、
2:01:46	一方で使用済み燃料チヨウノ設備も、
2:01:49	一部変更する。
2:01:50	いうように読めるんですよ。
2:01:52	これ
2:01:54	その、
2:01:55	項目で、それが書いてあってそこも消すので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:59	という話ではないと私は思っていてこれ手続きの問題なので、
2:02:03	使用済み燃料貯蔵設備を変更するのかどうか。
2:02:08	使用済み燃料長槽の冷却等のための設備は変更するよね。
2:02:14	それだけだと思っていて、手続きの観点から、この今の記載で、
2:02:21	要望に書いてないですかとか、
2:02:23	ちゃんと書いてありますかっていうところを、
2:02:27	明確にされた方が、
2:02:30	いいのかなって気はするんですけど。
2:02:33	関西電力の福原です。
2:02:36	ここはですね今こう変えたいというところだけご説明しましたがでもまず補正申請時のもともと我々の考え方を上のポツのところに書いてます。
2:02:47	今ちょっと越野スズキさんの方がありましたけども、この使用済み燃料貯蔵設備、
2:02:53	というところ等及び照明のちょうど相応の冷却のための設備を一部変更すると別にその設備を変えるわけじゃないよねというお話もあったんですけども、これはですね我々設置許可いつも関西電力をこういう考え方で書いてきてました矢印引っ張ってますけども、
2:03:12	この本文 5 号の 2 の (2) の (2) っていうのがこの使用済み燃料貯蔵設備という欄になってます。同じくその隣にもこういう、
2:03:22	目次のところはここ欄になってます。こういうことを書いてる、がある、あるということです。その記載を一部変更するんですという文化で我々いつもこの理由欄を変えてきてますので、
2:03:38	あえてももとはシンプルにここを変える、まあまあもうおっしゃるようにここを変える、変更の理由になってないよねっていうところも、いう意見は確かにあるとは思んですけども、
2:03:50	ちょっと商内は切りがないというところかもしれないですけど、こういう形で、従来から変えてきているということも一つ事実として、
2:04:04	だなと思います。
2:04:07	規制庁都築です
2:04:10	言いたいことはわかるんですけどそれだと、
2:04:13	設備の一部を変更するんじゃなくて設備の記載を変更するだけですよ ね。
2:04:20	で、一方で、新規制の時にこんなこと書いてないですよ。
2:04:25	新規制基準対応するんだとしか書い
2:04:30	それはもう明らかに変更の理由ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:34	なんで何回今こういうルールでやってるんですって言われたところがちょっと何か違和感か。
2:04:41	ある。
2:04:43	何かしら関西電力のルールがあって、ちょっと新規性とか特別でしたって言うんだったら、そのルールをまずちゃんと書いていただいて、
2:04:52	こういったところに記載を変えるんだってという意味合いで、変更するっていうふうに書いてあるっていうのであれば、それはそれでそう説明していただいた上で、
2:05:03	じゃあ実際ここでね、何を書いているのかっていうところは、当然、
2:05:07	申請書を見れば、
2:05:10	わかるんですって言い切れるのかどうか、また次の問題が出てきて、
2:05:17	結局は、我々何の手続きをするのかっていうところをどこで読むかって話で、
2:05:23	変更として本文書かれていて或いはテンパチも変更後として書くってこれ実用炉規則に書いてある。
2:05:30	その変更後の文章だけ見れば、例えば、未臨界管理を簡素化するっていうところも読めるんですって。
2:05:37	いうのであれば、そうなのかな。
2:05:41	ちょっと本当に何か手続きをやりたいところが漏れなく確実に本文内容で、
2:05:48	変更後の姿として表現できているのかどうかってところが、手続きをする上では非常にちょっと不安なところだっていう意味合いで、
2:05:57	ちょっと今気になってるってこと。
2:06:00	その辺を勘案していただいて、この記載でいいのかどうかっていう。
2:06:05	説明をまた改めてお聞きしたい。
2:06:08	いうふうに思いますけどよろしいでしょうか。
2:06:11	はい。関西電力の福原です。正直我々もこの理由欄はその時その時の担当の審査官のご意見を踏まえながら、
2:06:21	こういった形ですね、いろんな書き方をしているのは事実です。関西電力としてこういうルールがあるというものも正直ないと私は思ってます。はい。我々、基本的にこうしたいってのもありますよ。
2:06:34	それをまず私が先ほど話したんだけど、ただ今こうやって現に議論になっているように、いろんな

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:42	担当がおられますのでそれによって仕上がりっていうのは非常に千差万別になってきているというのが正直なところでございます。というよりベターな形は何なのかと。
2:06:52	そういうところをですね私としても回答を探っていきたいと思っておりますので、改めて文言で提示させていただきます。
2:07:02	規制庁鈴木ですよろしくお願いします。はい。ここは
2:07:06	他に何かあります。江藤。規制庁の伊藤です。すみませんちょっと一つ。
2:07:11	この市変更の理由のところ衛藤。
2:07:15	私スサ最初見た時に何か変更の
2:07:20	理由が書いてないなというふうに感じていて今
2:07:25	この資料で未臨界管理を簡素化するためという文言が入ってきて、ただこれも結局何か何のために、カンソウカ数
2:07:37	するんですかというのがちょっと
2:07:40	衛藤。
2:07:42	わからないところがあって、私過去の
2:07:45	審査会合資料とか見ると運用管理面の安全性向上という言葉が出てきていて、要するに目的っていうのはここなんじゃないかなというふう
2:07:57	に、
2:07:57	感じています。別に今ある、臨界管理の簡素化、
2:08:02	或いはそのなんかもうちょっと適正なく書き方
2:08:07	鶴としてそこ、
2:08:09	なくすべきということではなくて、
2:08:12	運用管理上の安全性向上というワードも入ってきてもいいのではないかなと私は感じています。はい。
2:08:22	関西電力の新村です。ちょっとそちらにつきましては確かに過去の資料等でお示しをさせていただいた内容ではありますけども、ちょっとそちらに関しましては、理由というよりも、個々の申請を行った度、動機とい
2:08:38	いますか、
2:08:38	果たすべき目的みたいな、
2:08:42	ところかなと思ってまして、じゃあなぜ、なぜ許可を変えるんですかっていうところは、についてはやはりこの未臨界管理の簡素化と、つまり
2:08:53	今の状態としてその未臨界管理としては、燃焼度を考慮した3領域の管理プラス中性子吸収体の有無、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:03	というところで未臨界管理を、複雑な未臨界管理をしておりますけども、許可を変更することで、後段も含めですけども、
2:09:15	その臨界管理を簡素化するというために、この許可を変更申請させていただいてるとそういう整理で記載をし、したものでございます。
2:09:38	すみません規制庁の奥でございます。ちょっと今の議論を聞いているのちょっと素朴な感触なんですけど。
2:09:45	どうしても
2:09:47	今、1の方から運用管理面の安全性向上という言葉と、あとご説明にあった未臨界管理の簡素化という言葉が出たんですけども、
2:09:54	ただ目的の方で座りがいいのはやっぱり安全管理上、
2:09:58	安定性向上じゃないかという感じがしてどちらかと、委員会管理の簡素化というちょっとそのための手段ではないかと。
2:10:05	いう感じがいたしました外間お考えあると思うんですけども、すでに感じた。
2:10:10	発言させ、
2:10:21	関西電力の志村です。ありがとうございました。
2:10:24	ちょっといま1度ですね、
2:10:29	どういった理由でというところについて、先ほど杉さんもおっしゃられた何を、この今回の申請の中で許可をするのかと、その紐づけと考えてまた、
2:10:40	関連も考えてまた記載を検討させていただければと思います。
2:10:47	はい。
2:10:50	はい土岐サイトウイトウです。承知いたしました。
2:10:54	関西電力側から追加で何か説明。
2:11:00	押しておきたいようなことはありますか。
2:11:07	はい。関西フクハラです。ございません。
2:11:10	はい。ありがとうございます。それでは
2:11:29	すいません関西フクハラで少ないって言っちゃいましたけど事業本部何かありますか。
2:11:35	はい。
2:11:36	事業本部の山野でございます関西電力のヤマノ別、こちらからも特にございませぬ。
2:11:43	はい。規制庁井藤です。そうしましたら今、20番21番が残っているんですけども、ここについて、
2:11:54	続いて、続けてやりましょうか、それとも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:00	止めましょうかすみませんちょっと関西電力
2:12:04	規模としては、
2:12:07	関西電力の原子力事業本部管理です。お時間もおっしゃるので簡単にご説明できますのでご説明させていただければと思っております。よろしくお願ひします。
2:12:18	瀬戸イトウです。わかりましたお願ひします。
2:12:33	規制庁伊藤です。ご説明いただいて大丈夫です。はい。
2:12:40	はい、関西フクハラです事業部しゃべってください。
2:12:48	はい。関西電力の岡野です。コメントいただてる 19 番 20 番、20 万 21 番について説明します。添付書類 5 の件ですけれども、まず結論としましては、本部原発側で補正するということですので、今後も合わせて補正させていただきたいと思っております。
2:13:06	内容としては先日、コメントいただいた保安規定認可の反映の件のほか、技術者の人数とかも最近させていただいた、いただきます。
2:13:16	というところが結論なんですけれども、一応先日いただいたコメントについて回答させていただきますと、本件の内容としては、現工事グループの廃止と、あと内部監査業務の対応箇所の変更と、
2:13:31	いうものでした。それがすいません。
2:13:35	資料を紹介してませんでした。
2:13:37	資料ナンバー⑤番の一番最後のページ、ページ 129 ページに記載しております。申しわけござい
2:13:46	十河に記載しているんですけれどもちょっとかいつまん元工事グループの廃止と、内部火災業務の対応箇所の変更というものが保安経営で現実に生かされております。
2:13:59	例によって、この添付書類 5 の内組織のところに影響を受けることになるんですけれども、この変更申請内容の実施に対して影響を受けるというものではありませんし、従事者の確保というような技術的な 6 者指針への
2:14:14	適合性に関わる説明に影響を受けるものではないと、そのように整理はしています。とはいえ、繰り返しですけど、本体側で補正するということを踏まえて、今後も綺麗にさせていただきますと、
2:14:28	いうところでございます。
2:14:30	コメント No. 21 につきましても、ちょっとコメントを踏まえまして、衛藤直晃営農を推計する形で、合わせて補正させていただきたいと思っております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:45	関西フクハラですけどすみませんこの間の資料と今日の資料で一番最後にページが1枚、今、今説明いただいたページが追加になったという変更だけということではよろしかったですか。
2:15:04	資料ナンバー05の差分としては、一番最後のページだけです。
2:15:14	関西電力は以上で、
2:15:17	衛藤規制庁の伊藤です。説明ありがとうございます。すいません添付書類5については補補正のタイミングで、最新の情報に、
2:15:27	アップデートされるということですね。
2:15:32	そうでございます。関西電力オカノでその通りです。はい、承知しました。はい。
2:15:38	江藤。
2:15:40	20番21番について規制庁側から、何かありますか。
2:15:52	はい。はい、わかりました。
2:15:56	よろしいですかね。はい。それではこれで20番21番も終了ということではいい。衛藤。本日のヒアリングの項目としては以上になります。
2:16:11	何か特段、規制庁側からコメント等ありますか。最後に、
2:16:28	はい。関西電力側からヒアリングの最後に何かございますでしょうか。
2:16:37	関西電力事業本部の山田でございますこちらからは特にございません。
2:16:41	はい。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。
2:16:50	ありがとうございました。規制庁スズキスコアとちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。